

# 手続保護人（Verfahrenspfleger）の 実務の現状と課題

ミュンヘン・子どもの弁護士協会の  
活動への現地調査から

佐々木 健

## 目 次

|                         |
|-------------------------|
| はじめに                    |
| 第一章 非訟事件手続法と手続保護人       |
| 第一節 手続保護人の法制度化          |
| 第二節 手続保護人制度の概要          |
| 第二章 ミュンヘン・子どもの弁護士協会     |
| 第一節 協会の基本理念と運営          |
| 第二節 担い手と専門性の確保          |
| 第三節 タンデム理論の実践と費用問題      |
| 第四節 小 括                 |
| 第三章 協会の活動からみる実務の現状と子の福祉 |
| 第一節 手続保護の開始             |
| 第二節 子の意思の代弁者            |
| 第三節 その他の具体的活動と適切性       |
| 第四節 各関係機関との協働           |
| 第五節 小 括                 |
| 第四章 家事事件手続法改正の動向と実務の影響  |
| 第一節 法改正作業と「手続補佐人」       |
| 第二節 法改正と実務への影響          |
| 第三節 小 括                 |
| おわりに                    |

## はじめに

本稿は、ミュンヘン・子どもの弁護士協会（Anwalt des Kindes-München e.V.<sup>1)</sup>: 以下、ミュンヘン協会と省略）におけるヒアリング調査から、手続

保護人の実務と現状を解明しようと試みるものである。

前稿において、ドイツ親子法における子の意思の尊重と題し、1997年親子関係法改正に伴い非訟事件手続法（FGG）へ法制化された、子の意思を手続に反映する手続保護人、いわゆる子ども弁護士（Anwalt des Kindes）制度について、その役割や職務等につき基本的な枠組みを紹介した<sup>2)</sup>。基本法に掲げる個人の尊厳を基本原理の一つとして構築された家族法のもとでは、大人と同様に子も一人格を有する一個人として当然に尊重されなければならない、子を巡る親子関係事件においては、子の主観的利益を十分に尊重した問題解決を図る必要があるといえる。これは、児童の権利条約の理念にも適合する。

子の人格権等、基本法上認められた子の基本権を基軸に、子の主観的利益を十分に尊重した問題解決を図ろうとするドイツ法を手続法の観点にのみ留まらず、裁判所や福祉機関等の実務を踏まえて、子の福祉の実現に向けた司法と福祉の協働についても紹介することは、子の意思尊重という重要な命題を十分に配慮しているとはいえない日本の現状に対して<sup>3)</sup>、微力ながら一つの示唆を投じる契機になるのではないかと考えたためである。

手続保護人に関する先行研究を踏まえつつ<sup>4)</sup>前稿を執筆し終え、手続保護人制度の枠組みは、ある程度明確になったと思われる。しかし、これを規定する FGG 50条が新設された経緯は、法制化に至るまで多くの識者による議論と長年にわたる様々な子の福祉諸機関の活動の積み重ねを基盤としているものの、制度上、不透明な部分が少なからず存在している。改正作業の中で連邦政府草案に見られる立法者意思では、「手続保護人の新規定を創設することにより、子独自の利益を手続の中に持ち込み、子を『単なる手続の客体』としないことを保障する」と明言されている<sup>5)</sup>。これは、児童の権利条約の理念である子の主体的な手続参加の保障を、批准国として誠実に体现しようとする顕れでもある。つまり、裁判所の意見聴取義務に基づき聴取された子の意思は、事件解決のための一判断材料として大人のもとで扱われるのではなく、個々の事件における大人の意思と同等の重

要性をもって、相応の専門家により純粹に子の立場に立って適切に代弁され、手続の中へ直接的に反映されることによって、手続参加における主体的な子の自己決定を尊重しようとするのである。

しかし、国内で入手できる文献及び資料から得られる情報からその活動の実情を伺い知ることは困難である。とりわけ、以下に述べる制度上の三つの不透明性と、現在行われている家事事件手続法の改正作業とそれが与える実務へのインパクトを解明する必要があると考える。

まず第一に、手続保護人の担い手と専門性の維持、向上に関する不透明性の解明である。

子の意思を手続の中で十分に反映させるためには、手続保護人自身の専門性への配慮が必要となる。専門性の確保如何によっては、たとえ子の手続参加を保障する有効な制度であったとしても、その機能が果たせないこととなるからである。しかし、実際に家事事件手続において裁判所から選任を受ける手続保護人が、全くの非専門家である場合も考えられる。この点について立法当初から、FGG 50条の創設理由の中で、選任対象として素人(Laien)の起用が可能であると考えられていた<sup>6)</sup>。子の意思に関わる活動上、子の信頼関係が保たれた状態が基本的に必要となるため、親族等、子と精神的結びつきのある者が選任されることによって手続保護人の円滑な活動を期待することもできる。しかし、このような素人モデルは手続保護において実質的に難しいとも指摘されている<sup>7)</sup>。本来、特別な専門資格を必要としないが、適切な職務遂行上、何らかの専門性はやはり必要であろう。実務上、手続保護人の専門性向上のために、各専門養成のための研修が行われているとの報告もある<sup>8)</sup>。担い手とその専門性の向上について、まずは実際に素人モデルの活用が行われているのか否か、専門性を必要とするのであれば、如何なる方法で手続保護人の質的確保に取り組んでいるのか、その実態を知る必要があると思われる。

また、この専門性に関する派生論点として、ザルゴー(Salgo)の言うタンデム理論の活用実態の解明も必要と考えられる。各事案の特性に応じ

て、裁判所は手続保護人となるべき人物の選出を行うが、法学・社会学・教育学・心理学等、様々な専門性が必要とされる場合が多い。このような状況に対して、ザルゴーは、例えば弁護士とソーシャルワーカーのように各専門性の協働によって適切な子の利益擁護を図ることを主張しているのである<sup>9)</sup>。これは非常に興味深い点ではあるが、実際の選任実務の場において活用されている理論なのかどうか、検証してみる必要があると思われる。

第二に、手続保護人の活動内容とその実態の解明である。

日本に対して、子の意思尊重に関して示唆に富むこの制度も皮肉なことに、これを規定する条文は、その内容について白紙規定であると指摘されている。実務の現場にとっては最重要関心事項であろう手続保護人の具体的職務についてさえ明言されていないのである。また、職務遂行については裁判所の監督に服さないために、その活動内容については、手続保護人本人の裁量に全て委ねられることとなってしまう<sup>10)</sup>。実際に現場で行われている具体的な活動内容は、あくまでも文献資料から読み解く部分から推察するしかない。それらの説明からだけでは、現場を担う方々の活動実態が不透明なのは仕方がないが、活動内容について白紙規定では一層、混乱をきたし得る。実際に法改正後より数年来、手続保護人が子のために良かれと思い行った活動が正式な手続保護人の職務には該当しないとして、その費用償還、報酬の対象にはならないとする判決が相次いだことから<sup>11)</sup>、制度運用する司法と実務の間で混乱が生じていたことは明白であろう。

その混乱を少しでも軽減するかの如く、そして制度発足後間もない手続保護人のあるべき姿を定型化するためにも、実務を担う各識者から様々な活動マニュアルや子の利益擁護人としてあるべき理想像が提示された。子の意思に直接的に接する人物である以上、子の信頼と適切な権利行使への支援を一身に担う必要がある。そこには、各専門領域の特別な知識や専門スキル以外にも、保護人としての人格的側面も道義的に問われてくることとなる。厳密に立法者意思に即して、子の意思を裁判所に持ち込む代弁者

機能を担うのはもちろん、保護人自身が、子の福祉に適うだろうとの理由から、その他多岐にわたる職務をも担わなければならないとして、子の福祉の機能に重点を置くことにもなる。例えば、事実関係や紛争原因の究明となる家族関係の調査であったり、夫婦間の紛争の軽減、しいては子の負担軽減にも繋がり得る家族メディエーションや家族セラピー等を、福祉的視点から実施すべきか否か、実務の現場では混乱してしまいかねない。そこで、実際に実務を支える手続保護人本人が、如何なる視点に基づいて、如何なる具体的活動を行っているのかを知る必要があると考える。

第三に、子の福祉に携わる関係諸機関との連携、すなわち裁判所や少年局（Jugendamt）との関係性の解明である。手続保護人の主たる職務は、裁判所における子の意思の代弁活動にある。一方で、手続保護人は、子の利益擁護のために、子に関して必要な情報を収集しなければならない。裁判所の裁判記録を閲覧することについても当然ながら手続保護人に求められる活動の一つであり、この論点について争いはない<sup>12)</sup>。日本でいう児童相談所に相当する少年局においても、手続保護人による情報収集の対象となり得る。

日本では、家庭裁判所調査官が裁判所における福祉的機能を取りわけ一身に担っている。家裁調査官の職務は、家事事件において、職権探知のための事実調査（家事審判規則7条の2）と専門的知見の活用の下での専門調査（同7条の3）、そして関係機関との連絡調整（同7条の5）にある<sup>13)</sup>。しかし、もしこの連絡調整の点について、例えば家裁調査官が子に関わる周辺情報を収集するために児童相談所に対して子に関する資料閲覧を要請する場合に、裁判所と児童相談所との有機的連携が不十分であれば、家裁調査官の円滑な活動に対して支障が生じかねない。纯粹に子の立場から擁護する手続保護人、国家の監督局として子の福祉を追求する少年局、事件処理において子の福祉を基調としつつ最終的な司法判断を決定する裁判所、それぞれにおいて役割は三者三様であるものの、それらが事件解決に向けて協働し合うシステムは、日本に対して大きな示唆を包含しており、

一層明らかにしなければならない論点であると考えられる。少年局の活動に関する情報が乏しい現状からも、この論点を解明することは有意義であろう。

また家裁調査官は、家事審判規則に基づき満15歳以上の子の意見聴取を行うが、それは職務の性質上、事件解明のための一判断材料の収集であって、必ずしも手続保護人のように子の主体的手続参加の保障及び子の意思の尊重に特化された活動であるとは言い難い。裁判所内の一組織として子の福祉を担う日本の家裁調査官制度と、裁判所外の組織として独立し、子の意思を代弁するドイツの手続保護人制度を比較しつつ、裁判所と手続保護人の役割の違いと協働システムに着目して如何なる点に示唆を見出すか、これも明確にすべき課題である。

最後に、現在ドイツにおいて行われている家事事件及び非訟事件手続に関する改正作業の動向が如何なる形で実務側にインパクトを与えているかに着目したい<sup>14)</sup>。なお2005年6月には、実務家達の意見も参考にするために、草案が各関係部署等に送付されている。

この改正理由において、条文修正の必要性として手続保護人の職務権限に関する規定の明確化が一つに挙げられている。従来の手続保護人という名称も手続補佐人（Verfahrensbeistand）と変更され、白紙規定のために従来から争いがあった手続保護人の選任時期や法的地位<sup>15)</sup>等も明確化している。改正案に対して実務家達は如何なる評価を与えているのか、改正作業は現在難航しているが、改正法の施行後、実務に与える影響をどのように実務家達は認識しているのか、現時点での実務状況から浮かび上がる課題も踏まえつつ、考察したいと考える。

以上の4つの論点を踏まえて、2007年2月にミュンヘン協会において、実際に現場を支える手続保護人の方に対し、ヒアリング調査を実施した。本稿は、前稿の論点整理をしつつ、現地でのヒアリング結果を交えて展開していくこととする。

まず最初に第一章にて、前稿の論点整理を兼ねて、非訟事件手続法にお

ける手続保護人制度の骨格を簡潔に紹介する。次に第二章ではミュンヘン協会の基本的構造と理念、現場を支える担い手と専門性について、第三章ではミュンヘン協会に対する現地調査を踏まえ、手続保護人の活動内容を中心とした実務の現状を紹介する。そして第四章では、実務が抱える課題と改正法が与える実務への影響を論説しようと思う。

## 第一章 非訟事件手続法と手続保護人

### 第一節 手続保護人の法制度化

1997年親子関係法改正法によって、子の身上に関する手続のための保護人(Verfahrenspfleger)、一般的に子どもの弁護人(Anwalt des Kindes)と呼ばれる制度がFGG 50条に新設された。

子が親の紛争に巻き込まれ、将来的に自己の身上に関する重大な判断が求められるケースとして、やはり代表的なものは父母の別居や離婚が挙げられるだろう。手続保護人を取り巻くドイツ国内における離婚の現状は、以下、表1で表されるように、漸進的な増加傾向を見せている。未成年子を伴う離婚件数の百分率については、50%前後を維持している傾向ではあるが、離婚総件数の増加を顧慮すれば、親の離婚事件に巻き込まれる未成年子の数は年間約16万人以上もあり、子を巡る家庭環境が複雑化していることが認識できよう。

このようなドイツ国内の家族状況を踏まえた上で、裁判所によって実際に手続保護人がどれほど選任されているか、手続保護人の選任件数を見つめる。この手続保護人制度が法制化されたのは、1997年の親子関係法改正法からである。ドイツ国内における手続保護人選任の総件数について統計が把握されている限りで、以下、表2を見てみると、年ごとに約800件から約1000件ほどの増加傾向を認識することができる。この傾向については、裁判所が子の主体的手続参加を尊重し、手続保護人制度を十分に活用するようになってきたこと、もしくは、手続保護人が選任されなければならない

表 1 . ドイツ国内における離婚件数と親の離婚に関わる未成年子の人数

| 年度   | 総 計     | 未成年子を伴う離婚 |              | 親の離婚に関わる未成年子 |
|------|---------|-----------|--------------|--------------|
|      |         | 件 数       | 離婚総計との百分率（%） |              |
| 1985 | 179,364 | 103,210   | 57.5         | 148,424      |
| 1990 | 154,786 | 80,713    | 52.1         | 118,340      |
| 1991 | 136,317 | 67,142    | 49.3         | 99,268       |
| 1992 | 135,010 | 68,089    | 50.4         | 101,377      |
| 1993 | 156,425 | 81,853    | 52.3         | 123,541      |
| 1994 | 166,052 | 89,244    | 53.7         | 135,318      |
| 1995 | 169,425 | 92,664    | 54.7         | 142,292      |
| 1996 | 175,550 | 96,577    | 55.0         | 148,782      |
| 1997 | 187,802 | 105,000   | 55.9         | 163,112      |
| 1998 | 192,416 | 100,806   | 52.4         | 156,735      |
| 1999 | 190,590 | 91,777    | 48.2         | 143,728      |
| 2000 | 194,408 | 94,850    | 48.8         | 148,192      |
| 2001 | 197,498 | 98,027    | 49.6         | 153,517      |
| 2002 | 204,214 | 101,830   | 49.9         | 160,095      |
| 2003 | 213,975 | 107,888   | 50.4         | 170,256      |
| 2004 | 213,691 | 107,106   | 50.1         | 168,859      |

ドイツ連邦統計局（2005年7月13日報告）による。

表 2 . 手続保護人選任件数

| 年    | ドイツ国内 | 年    | ドイツ国内 |
|------|-------|------|-------|
| 1999 | 2,544 | 2002 | 6,418 |
| 2000 | 3,757 | 2003 | 7,121 |
| 2001 | 5,483 | 2004 | 7,868 |



い程、子の利益擁護が必要とされる事件、子の福祉の危険など選任を急務とする重大事件の増加などが原因として考えられる<sup>16)</sup>。

## 第二節 手続保護人制度の概要

本論に入る前に、前稿のまとめとして、まずは手続保護人制度の概要について紹介する。

裁判における子の利益擁護のために、手続保護人は、FGG 50条に基づき、裁判所によって選任される<sup>17)</sup>。この規定は、全ての審級における、子の身上に関するあらゆる家事事件と後見事件とを適用範囲としている。「必要性の原則」に基づき、裁判所は、当事者の利益擁護のために必要であるときに限り、手続保護人を選任する必要がある。その必要性を確認でき次第、裁判所は選任を行わなければならないが<sup>18)</sup>、選任の時期について同条は規定していない。子の利益擁護が守られるべき時点で選任される必要があるものの、この判断については、裁判所の義務的裁量の範囲にあるとされる<sup>19)</sup>。

原則として手続保護人を選任する具体例は、FGG 50条2項の各号において、それぞれ定められている。子の利益がその法定代理人の利益と著しく相反する場合(1号)、手続対象が民法1666条、1666条aによる子の危険のための家族からの子の分離措置である場合(2号)、手続対象が養育人(1632条4項：実家庭への連れ戻し)及びその他の関係人(例えば配偶者、共同生活者または交流権者、1682条)からの子の引き離しの場合(3号)である。裁判所は手続保護人の選任を行わない場合には、その理由を述べなければならない。

手続保護人の法的地位は、非常に不明瞭である。FGG 50条1項によれば、手続保護人は、「子の利益の擁護のために必要である限り」「子の身上に関する手続」について手続保護を行う者であると定められてはいるが、その具体的な法的地位については、法律上、明示的な定めがないのである。本来、子の手続のために利益擁護すべき者は法定代理人である。しかし、

親の離婚事件等の場合においては、法定代理人となる親の利益が子の利益と相反することが通常想定される。それを補充して利益擁護するために選任されるため、法定代理人と手続保護人の法的地位の関係が明示される必要がある。なお、3項に掲げる「補足性の原則」から<sup>20)</sup>、子が弁護士、或いはその他の手続代理人によって代理されている場合には通常、手続保護人の選任は行われない。

法定代理人との関係について連邦政府草案においては、「手続保護人は、法定代理人に代わって裁判手続の実施にあたり、また法定代理人に代わって裁判手続の中に子の利益を持ち込まなければならない」とし、「裁判所は、法定代理人と同様に、手続保護人を裁判所の手続に参加させなければならない」とだけ言及されている<sup>21)</sup>。手続保護人は、BGB 1629条 1項における法定代理人ではないが、選任された手続の範囲について限定された子の利益擁護人としての地位を有するのである<sup>22)</sup>。

手続保護人の職務と権限については現行法上、具体的職務の内容につき詳細に規定されておらず、その内容については非常に多く議論される。手続保護人とは独立した子の利益擁護人であって、その具体的な職務遂行は本人の裁量の下にある。通常、想定される手続保護人の職務には、子の意思の代弁、子の意見聴取時の付き添い、裁判記録の閲覧、鑑定申請、鑑定人からの意見聴取、鑑定結果に対する意見表明等が挙げられる。

手続保護人には、子の「メガホン」として、まず子の代弁者としての機能が要請される。これは草案においても明示されていた役割であり、この活動内容の正当性については全く疑いの余地がない。そのため、子の意思の探求に関する活動が手続保護人の中心的職務となり、子との対話やその他の関係者（親や親族、教師、少年局等）との対話を通じて、裁判に反映すべき子の意思を抽出するのである。

また一方で、立法化されるまでの議論の経緯を辿ると、手続保護人には「子の利益の擁護人」という役割が求められることが見受けられる<sup>23)</sup>。この立場からは、子の福祉的観点に基づき、様々な活動が想定され得る。例

えば家族環境における調査や、調停の試み等、当事者の合意に基づく調整の実施といった、幅広い活動が期待されるのである。いわば手続保護人の理想像とでも喩えることができよう。ただし、「子の福祉」の名の下に、手続保護人に対しあらゆる活動を求めることは、適切な手続保護に支障をきたし得る過剰な負担にも繋がりがねない。子の福祉という、子の身上に関する紛争解決の最重要指針であるがその内容は非常に不明瞭かつ広範囲にわたる法概念のもとで、手続保護人自らが職務規定を過剰に拡大解釈して活動することは、手続保護の現場にて混乱をきたす虞れを内包している。子の利益のために当事者の合意に基づく紛争解決を必要とすべきことも実質的に十分考えられるが、本来、調停的な活動まで法は想定していない。5項が定めるように、手続終了とともに手続保護人の職務は終了するのであって、調停や教育支援などのアフターケア的機能はFGG 50条の定める職務の範囲外である。子の福祉の下、理想像に近接した手続保護人のこれらの活動は、道義的に評価することはできても、実際に行われた活動に対して費用償還及び報酬の支給が行われることはできないのである。

多様な職務の遂行のために、手続保護人となる者の選別については、裁判所の義務的裁量の範囲にある。子の手続保護を担うことから、法律に精通した者が選任される必要が実質的に多いかもしれないが、必ずしも弁護士が選任される必要はない。事案の性質によっては、例えば心理学者やソーシャルワーカー等といった他の専門領域の者が選任される必要がある場合もある。

## 第二章 ミュンヘン・子どもの弁護士協会

### 第一節 協会の基本理念と運営

手続保護人について適切な制度運用していくためには、子の手続保護に関して、法学や心理学、社会学、教育学等といった各専門性の向上を目的とした手続保護人の受け皿となる様々な団体の存在が必要となる。例えば、

連邦規模にわたり活動を行う手続保護に関する連邦研究部会 (BAG Verfahrenspflegerschaft)<sup>24)</sup> や子どもの弁護士連盟 (VAK)<sup>25)</sup> 等について、前稿で紹介した。これらの団体の構成員の中には、子の手続保護への対価として報酬を得ることを生業とする、職業的手続保護人も存在することについて指摘しておく。手続保護人達は、各地に存在するこれらの団体のもとで各専門スキルを向上させ、実際の手続保護の場面においてそれを駆使しつつ、手続上の子の利益擁護を行う。

この度ヒアリング調査を行ったミュンヘンにおいても、ミュンヘン協会という手続保護人団体が存在する。この協会は1999年12月に創設され、2000年5月に実際に手続保護人の活動に関する調整的役割を担う調整機関 (Koodienierungsstelle) を設立している。ミュンヘン協会の中心的な活動としては、その名の通り、主に手続保護活動のコーディネートを行っている。十分に専門的資質のある手続保護人が選任されるように調整したり、実際に子が信頼でき、時代の要請に即した手続保護人が家庭裁判所に関われるように調整を行っている。

その他、手続保護人間のネットワーク作りや手続保護人の活動に対する諸支援も重要な活動である。例えば、各手続保護人は協会本部における定期的な研究会の中で専門分野の研究や事例分析をしたり、電話や FAX、E-mail 等を通じて必要な情報交換を行っている。各事例ごとに必要とされる専門性も異なるであろうし、必ずしも手続保護人全員が一様に同じ専門スキルを持っているわけではない。また、各地に点在する手続保護人のもとには、様々な情報を入手しがたい現状もある。研究会等を通じて手続保護人間で情報網を巡らすことで、都市部との地域間格差や個人で活動する手続保護人と各団体に所属する者との専門スキルの格差を修正し、一定の専門性の維持を図ることも期待できる。また、現場の手続保護人が活動に関する援助を本部へ求めたりすることが可能である。例えば、「このような事案の場合にどのような方法で子どもと接すればよいか」「このような活動は手続保護人の活動として適切であるか」等、現場の手続保護人

表3. 上級地方裁判所(OLG)管区における手続保護人の選任数

| 州           | OLG 裁判所管区 | 1999  | 2000  | 2001  | 2002  | 2003  | 2004  |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| バイエルン州      | ミュンヘン     | 243   | 258   | 318   | 376   | 409   | 549   |
|             | ニュルンベルグ   | 120   | 95    | 112   | 105   | 107   | 147   |
|             | バンベルグ     | 84    | 66    | 73    | 71    | 82    | 125   |
| バイエルン州総計    |           | 447   | 419   | 503   | 552   | 598   | 821   |
| ドイツ国内総計/16州 | 総計24管区    | 2,544 | 3,757 | 5,483 | 6,418 | 7,121 | 7,868 |
| ドイツ総計との百分率  |           | 17.6  | 11.2  | 9.2   | 8.6   | 8.4   | 10.4  |

Statistisches Bundesamt, Rechtspflege, Familiengerichte, Fachserie 10/Reihe 2.2, 1999-2005, Tabelle 2.4, S. 24-27 を参照

が、具体的な判断を協会本部に尋ねることもある。ミュンヘン協会では、これらの活動について非営利である。協会運営のために必要な財源は、ミュンヘン市の社会局(Sozialreferat)より支援を受け、これについては過料や保護観察の賦課(Bewährungsauflagen)より捻出される。その他、総会等の開催等の場所的問題については、ミュンヘン少年局より大会議室を無料で使用できるように支援も受けているようである。

なおミュンヘン協会は、上記の連邦規模にわたり活動する手続保護人団体である BAG や VAK に所属しているわけではない。ミュンヘンはバイエルン州の州都であるが、ミュンヘン協会は、このバイエルン州におけるミュンヘン上級地方裁判所を中心とする一つの地域的組織である<sup>26)</sup>。例えば BAG は、立法政策上の作業を実施する研究作業部会としての位置づけであり、ドイツ国内における利益擁護に携わるものである一方で、ミュンヘン協会は、ミュンヘン上級地方裁判所管轄区の内ですべての手続保護人の指導及び子の手続保護の促進を担うものである<sup>27)</sup>。

表3においても分かるように、バイエルン州における各上級地方裁判所管区にて手続保護人の選任件数が年々増加している傾向があり、手続保護人の活動に対する専門的資質も高いレベルが求められていると想像できよう。

ミュンヘン協会の設立目的は、多岐にわたるが、大よそ、以下の三つに



写真 28)



写真 29)

大別できる。

- 1) 手続保護人の専門性の向上に関するもの、
- 2) 地域間や各関係機関とのネットワーク作りに関するもの、
- 3) 手続保護に関する統計的理論的活動に関するもの。

1)については、手続保護人として適切な人物を募集することと募集人員の選出によって多くの手続保護人を登録構成員としてプールすること、応募者の継続的な採用と専門的養成を行うこと、各専門分野の手続保護人の斡旋をすること、法律・心理学的等の問題における手続保護人への専門的助言を行うこと等が挙げられる。また2)については、地域間のネットワーク作りによる情報収集と連携の強化、個人で活動する手続保護人の専門的養成、家庭裁判所、少年局、その他福祉機関や専門家との協働等がある。子の手続保護の対象となる事件について、各関係機関と協働して子の福祉を実現しようとするのは、重要な視点であると考えられよう。最後の3)については、手続保護理論の研究をもとに、模範となるような子の手続保護の展開と専門的規範作りをすること、現場の手続保護人に対する理論的支援の実施、手続保護の啓蒙ならびに広報活動を行うこと、手続保護に関する統計学的評価や専門的査定の実施を行うこと等が挙げられる。

適切な団体運営のためには、手続保護人として必要最低限の資質を明確にし、その専門的資質を向上するために、ある一定の規範を設定している。ミュンヘン協会も、以下の表4のとおり、活動規範を設けている。

表4. ミュンヘン・子どもの弁護士協会の規範

. 要件

1. 最終的な資格 (Ausgangsqualifikation)

完全なる教育学, 心理学, 社会学, 法学知識, もしくはそれに準ずる学問領域の専門養成

数年に渡る関連職務の経験

2. 職業または継続教育による専門的知見

法学領域                      心理学領域                      職務上特別な領域

3. 人的適性

感情移入能力                      協働の準備                      紛争対処能力

専門領域の精通                      自己投影能力 (Fähigkeit zur Selbstreflexion)

訴訟提起における準備・スーパーバイズ・研修

柔軟性 (時間的, 場所的も含む)                      警察発行の無犯罪証明書所持

4. 調整機関との協働

4.1 定期的な同僚との情報及び体験談の交換

疑わしい場合における協議                      専門性の向上

スーパービジョン                      継続教育の実施

4.2. 資質の評価時における協働

. 活動の方法

1. 手続保護の引受け: 個々の事案の性質に照らし, 専門的・人的適性の審査

2. 調書類の研究 : 遅滞なく, かつ包括的な裁判手続の分析・書類管理

3. 子との接触, 対話: 早い段階の個人的接触, 慎重を要する対面,

信頼関係の構築, 保護人の役割と手続の説明,

子自身と子の意見の尊重, 原則, 子単独での対話

手続保護に際し過剰な期待を抱かない。

裁判所での付き合い

4. 子の意思と子の利益: 手続保護は子の利益代理であり,

子の福祉の確定に向けられたではない。

子の意思を探求し, 裁判手続へ持ち込む職務。

子の意思が明白に子の福祉に反する場合, 子の意思をできる限り広く捉え, 子の福祉を必要な限りで擁護する形で解決を得るよう努力する。

5. 第三者との対話 : 通常は, 親, その他重要な子の関係者との対話。

子の状況を適確に把握する必要がある限り,

教育学や医療分野の専門家との対話。

6. 少年局との対話 : 少年局との協議,

- 場合によって少年局の活動に対し提案をする。  
これまでなされていた少年援助給付の評価。
7. 専門家：重要な問題の解明に必要である限り、専門鑑定の提案。  
鑑定の経過及び結果に対する協議。
8. 資料の収集整理：包括的かつ時事的に行う。  
厳重な資料の保管，記録。  
手続終了後，適切な形での資料の処分。
9. 裁判所への関与・意見表明：円滑な意見表明，発言等の真正な叙述，判断基準の公開。  
子の意思の叙述，子の体験，子が絶対に必要とするものの保障のための発言（例えば BGB 1666条手続の場合），子の社会的結びつきの判断，最終結論と助言等について，意見表明の中に盛り込むべき。
10. 機密性（情報保護）：手続情報につき，第三者に対する守秘義務。  
子が手続に利用して欲しくない手続保護への子の情報については，子の人格権と子の福祉の危険からの保護とを勘案し，慎重に検討すべき。
11. 手続の終了：手続の結果，今後の見込みについて通常，子との最終対話の中に盛り込む。  
必要な限り，重要な関係者との最終対話

ミュンヘン協会 HP 掲載の規範より

<http://www.anwaltdeskindes-muenchen.de/html/standards.html>

## 第二節 担い手と専門性の確保

### 1. 担い手の属性

ミュンヘン協会の活動内容の一つに，手続保護人の専門的養成が挙げられる。多くの手続保護人を抱える協会として，各担い手の専門性を如何に確保するかは重要な課題でもある。調査を行った2007年2月現在，ミュンヘン協会には，約100名程が手続保護人として在籍している。当然のことながら，その構成員の全てが常時，本部にて待機，活動しているわけではない。

在籍している手続保護人には，例えば法学者や弁護士，ソーシャルワ





写真 30)

カー、教育学者、心理学者等があり、その他にも哲学者や心理療法士、教師等も在籍している。このように様々な専門性を有する人物が、子の手続保護にあたっている。また、例えば事件本人である子がトルコ人等の場合の手続保護については、その言語に通じた人物の選任が必要となる。

手続保護に際して他言語に関する語学的知識を要する場合であっても、ミュンヘン協会では、それに対応できる体制をとっている。英語はもちろん、フランス語、イタリア語、スペイン語、ギリシヤ語、ロシア語、ペルシヤ語、アラビア語等々、様々な言語に対応可能である。

## 2. 選任件数と手続種別

表3で見たように、バイエルン州においても子の手続保護の要請が増しており、同様に、実際にミュンヘン協会が子の手続保護に関わった選任件数も増加している。表3と以下の表5を照らし合わせてみれば、例えばミュンヘン上級地裁管区において、2003年では選任件数409件に対して、ミュンヘン協会では156件、2004年度選任件数549件に対し185件と、約38.1%、33.7%と約35%前後の割合で実際に裁判所から選任を受け、子の手続保護に関与していることがわかる。個人で活動する者や職業的手続保護人の存在も考えれば、実際の手続保護の現場で大きな影響を与えていることが認識できるであろう。

実際に手続保護人の一人当たりが担当する事件の数は、人によってそれぞれ異なる。たしかにミュンヘン協会では各方面での専門性を有する有能な手続保護人を多く抱えてはいるものの、「子の手続保護とは非常に大変な職務」であることから、手続保護活動が激務であるとプーフナー氏は指摘している。以下の表6を見れば分かるように、一つの手続が約3ヶ月以

表5．ミュンヘン協会が係わった，裁判所による手続保護人の選任数

| 裁判所名                   | 2003年度 | 2004年度 | 2005年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| ミュンヘン地方裁判所             | 109    | 111    | 152    |
| エアディング地方裁判所            | 5      | 8      | 6      |
| ヒュルシュテン・フェルドブリュック地方裁判所 | 3      | 23     | 8      |
| フライズィング地方裁判所           | 29     | 13     | 12     |
| エバースベルグ地方裁判所           | 0      | 0      | 2      |
| ガルミッシュ・パルテンキルフェン地方裁判所  | 8      | 5      | 11     |
| ミースバッハ地方裁判所            | 1      | 3      | 1      |
| デッゲンドルフ地方裁判所           | 0      | 6      | 8      |
| ヴィータッハ地方裁判所            | 0      | 2      | 8      |
| シュタルンベルグ地方裁判所          | 0      | 5      | 1      |
| ヴァイルハイム地方裁判所           | 0      | 1      | 5      |
| ダッハウ地方裁判所              | 0      | 1      | 5      |
| ヴォルフラーツハウゼン地方裁判所       | 0      | 1      | 0      |
| ランズベルグ・アー・レック地方裁判所     | 0      | 2      | 0      |
| プファンホーフェン地方裁判所         | 0      | 1      | 0      |
| レオンベルグ地方裁判所            | 1      | 1      | 0      |
| ローゼンハイム地方裁判所           | 0      | 0      | 24     |
| ミュンヘン上級地方裁判所           | 0      | 2      | 7      |
| 総 数                    | 156    | 185    | 250    |

この統計は，ミュンヘン協会より直接頂いた資料に基づく。

上の長期間にわたる場合も多い。例えば，二児の母である手続保護人が，子の手続保護のために一日中活動すると，時間的にも肉体的にも負担が大きいものとなる上に，事案の性質によっては子の手続保護が長期に渡ることも多い。そのために，年に3件の事件を担当することで精一杯のことである。ただし，一方で職業的手続保護人がいるように，彼らはこの活動によって生計をたてており，年に約50件もの事件を担当するとのことであ

表6. ミュンヘン協会における手続保護人選任事件と手続の期間

| 期 間          | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 3ヶ月未満        | 31    | 21    | 47    |
| 3ヶ月から半年未満    | 36    | 42    | 61    |
| 半年から1年未満     | 9     | 36    | 48    |
| 1年以上         | 14    | 12    | 18    |
| 手続が未だ終了していない | 66    | 73    | 76    |

この統計は、ミュンヘン協会より直接頂いた資料に基づく。

る。しかし、彼らは、さらに専門教育を受けることで報酬アップを図ろうとするが、実際に多忙な手続保護活動の合間に授業スケジュールリングを行うことは厳しいとのことである。ミュンヘン協会では大よそ、一人当たり平均的に年に10件程を担当するとのことである。ミュンヘン協会に所属する者は皆、職業的手続保護人ではなく、それぞれの本職を抱えながらも手続保護のために尽力しているためである<sup>31)</sup>。

ミュンヘン協会が作成している資料の統計では、手続期間について、2004年度選任件数185件に対して約11.4%、2005年度では選任件数250件に対して18.8%が3ヶ月未満の短期間で手続が終了し、3ヶ月から半年未満は約22.7%が22.4%へ、半年から1年未満については約19.5%から19.2%、手続終了に1年以上要したのが約6.5%から7.2%、手続未了は2004年度で約39.5%、2005年度で30.4%にわたる。手続期間の傾向としては、それほど大きな変化はないものの、(手続未了のものを含めず)半年以上もかかった事件が全体の四分の一以上を占め、3ヶ月以上を含めると全体の約半分に及ぶ。一つの選任事件を担当するだけでも激務であるが、手続終了まで長期間かかる事件ともなると、手続保護人が背負う労苦も多大であるものと推測される。

実際に手続保護人の選任が必要となった事件と、その手続内容との関係について、以下の表7に、ミュンヘン協会が関わった選任事件と手続種別を掲げる。手続種別については、2004年度から2005年度を比較して、離婚

表7. ミュンヘン協会が関わった手続保護人選任事件の手続種別

| 手 続 種 別                | 2003年                | 2004年 | 2005年 |
|------------------------|----------------------|-------|-------|
| a) 離婚事件に結合する配慮権手続      | 表がない<br>ために、<br>詳細不明 | 42    | 53    |
| b) 配慮権手続               |                      | 29    | 33    |
| c) 民法1666条手続           |                      | 35    | 30    |
| d) 面接交流                |                      | 47    | 37    |
| e) 面接交流保護              |                      | 14    | 54    |
| f) 民法1631条bに基づく収容手続    |                      | 10    | 34    |
| g) 民法1632条に基づく引渡し・滞在命令 |                      | 5     | 1     |
| h) 民法1682条に基づく滞在命令     |                      | 0     | 1     |
| i) 刑事手続（証人又は被害者の付添い）   |                      | 3     | 2     |
| j) 後見及び世話              |                      | 0     | 5     |
| 総 数                    |                      | 156   | 185   |

この統計は、ミュンヘン協会より直接頂いた資料に基づく。

事件に結合する配慮権手続が約22.7%から約28.6%へ、配慮権手続については約15.7%から13.2%へ、子の福祉の危険の防止に関する民法1666条手続では約18.9%から12%へ、面接交流について約25.4%から14.8%へ、面接交流保護は約7.6%から21.6%へ、民法1631条bに基づく収容手続は約6.7%から13.6%へ、民法1632条に基づく引渡し・滞在命令は約2.7%から0.4%へ、民法1682条に基づく滞在命令は0%から0.4%へ、少年事件手続については約0.2%から約0.1%、後見及び世話事件については0%から0.2%へととなっている。

### 3. 専門性の確保

手続保護人の専門性の確保のために<sup>32)</sup>、ミュンヘン協会では、まず専門的養成の主な方法として、定期的な研究会の実施や各種機関の行う専門教育への参加、手続保護人が担当した各事例分析等を行っている。これまでの研究会の内容や専門教育の募集内容に関するファイルから、その中の一

表8. 手続保護人専門教育に関する募集内容(2003年度)

|   |
|---|
| <p>例：コース1 = パートボール福音派学院等における専門教育<sup>33)</sup>。</p> <p>内 容：基礎理論・心理学の基礎・法学の基礎・心理鑑定及び分析の観点等。</p> <p>授業形態：110コマの授業 + 40時間のグループワーク<br/>筆記課題・口頭試問・修了証の発行</p> <p>期 間：2004.1.26-30 + 2004.3.24-26 + 2004.7.5-9</p> <p>募集人員：20-25名</p> <p>費 用：3ブロック毎につき1195ユーロ + 120ユーロ(受験料)<br/>(宿泊・食事代込み)</p>   |
| <p>コース2 = 連邦平等教育連盟<sup>34)</sup>での専門教育。</p> <p>内 容：初級コース，<br/>子どもとのコミュニケーション論，利益擁護の心理学的側面，<br/>手続保護の法的基礎，手続保護人実務からの体験報告。<br/>トラウマを抱える子との面接方法，子の福祉と子の意思，手続<br/>保護人の職務方法について。</p> <p>授業形態：216コマの授業<br/>(7×週末ゼミ；金曜 14:00-20:30，土曜 9:00-15:00)<br/>(1週ゼミ；月 金 11:00-16:00 修了試験 金曜 9:00-土曜 12:00)<br/>(4×地域グループでの補習：土曜 10:00-16:00)</p> <p>期間：フランクフルト 2004.1 2004.12 ベルリン 2004.2 2005.1</p> <p>筆記課題・修了試験・修了証の発行</p> <p>募集人員：20名</p> <p>費 用：2080ユーロ 受験料，授業料，教材費，会議の食費込み；<br/>(宿泊費含まず；45ユーロ)</p> <p>コース3 = 社会奉仕学院<sup>35)</sup>における専門教育。</p> <p>内 容：手続保護と親子法の初歩について</p> <p>授業形態：200コマ，職業教育</p> <p>期 間：2003.4 2004.3</p> <p>募集人員：25名</p> <p>費 用：記載なし</p> |
| <p>コース4 = 少年援助，家族援助協会<sup>36)</sup>等における専門教育。</p> <p>内 容：手続保護人総論(FGG 50条，手続保護人の存在，役割，職務<br/>機能等)<br/>法的基礎理論(法体系の理解，手続法，親子法，少年法，事例</p>   |

|  |
|--|
| <p>研究等)</p> <p>体系的視野の意義 (基礎理論, 手法の問題提起, 統計化の作業, 事例研究等)</p> <p>子の福祉と子の意思 (心理学的側面, 結びつき理論 (Bindungstheorie), 意思の存在とその意義, 子の時間的感覚, 事例研究等)</p> <p>子との対話及び相互作用 (対話モデル, 対話技法, 子の経験, 子の受け入れ, 対話の進め方)</p> <p>実務における手続保護人 (活動内容と役割, 情報保護, 報告, 協働, 相談, 職務倫理等)</p> <p>危険事例 (理論と概念, 配慮権, 離婚, 又は子の保護に関する手続における段間的な危険の減少への戦略 (Deeskalationsstrategien))</p> <p>授業形態: 290コマの授業</p> <p>期 間: 2003.10.8 より開始</p> <p>費 用: 授業料1595ユーロ, 修了証明220ユーロ, 食事代220ユーロ, 2回のスーパービジョン220ユーロ, 総額2260ユーロ</p> |
| <p>コース5 = 法心理学・親子法・家族法・継続教育学院<sup>37)</sup></p> <p>募集要項: 心理学者, 社会教育学者, 教育学者, 法律家を募集対象とする。</p> <p>内 容: 手続保護人の権利と義務について<br/>コミュニケーション理論及び技法<br/>配慮権規定, 交流規定について<br/>配慮権の剥奪 性的虐待, 配慮権濫用, ネグレクト について<br/>養育親及び交流権者からの引き離し, 養子縁組, 手続保護における調停的側面 (Mediative Aspekte), 手続保護の実施と終了について</p> <p>授業形態: 194コマの授業,<br/>週末12回のセミナー (土曜: 10:00-18:00, 日曜: 10:00-16:00)<br/>最終試験 (2時間), 修了証の発行</p> <p>期 間: 2003.11.01より授業開始</p> <p>費 用: 1900ユーロ</p>  |

この表は, ミュンヘン協会より直接頂いた資料に基づく。

つを例として表8に紹介する。

ドイツ国内では他機関での専門教育の機会について様々な募集があり, 手続保護人達はこれらに積極的に参加し, 手続保護人の活動として必要な

法学、心理学領域等の基礎理論を基軸に、グループワーク等を通じて自らの専門性を向上させている。これらの特別な専門教育に参加するには、比較的高額な参加費用が必要ではあるが、例えばコース1及び2のように、修了者には修了証書等が最終的に発行されるものも見受けられる。

担い手の専門性を考察すると、いわゆる素人(Laien：法律や社会学、教育学における非専門家、例えば子の親族等が挙げられる)問題が最後に残る。適切な手続保護には専門的知識が通常必要となるものの、手続保護人として、一般人である非専門家も裁判所によって選任され得るかどうかという問題である。そもそも法律上、手続保護人として選任され得るために必要な特別の資格というものは必要ではないのである。

これについては当初から、ドイツ立法府による FGG 50条の創設理由の中で、手続保護人として素人を起用することが可能であると考えられていた<sup>38)</sup>。素人であったとしても、子の福祉の見地から、子を裁判手続の中で(素人による手続遂行が困難であることをも考慮し、適切に成し遂げることが難しい任務であることは承知の上で、)利益擁護することができるのである<sup>39)</sup>。前稿において、子との継続的接触の中で形成すべき信用に基づく関係性の構築の観点からは、親族などの素人起用の利点を私見として述べた。しかし、パロッフ(Balloff)は、アメリカのモデルを例に、素人モデルは手続保護において実質的に難しいと指摘している<sup>40)</sup>。子の利益擁護という急務からは(素人を補佐する形で専門家も加えて選任する形で)素人の起用も必要であると考えられるが、実際にドイツでは、この素人問題をどのように捉えているのかが不明であった。

この問題について、ブッフナー氏は「理論的には不可能ではない。当初はそのような選任があったことも事実である」と指摘しつつ、素人の選任というのは、「実際にはもはや行われていないのが現状である」と述べる。さらに、「素人が手続保護人として選任されたのは当初だけであって、しかも、それらの者を対象とした継続的な専門教育の実施というのはかつて、ほぼ皆無であった。親子関係法改正法が施行され、裁判官は、新たな制度

への対応に迫られ、如何なる者でも選任しなけりなかつたというのが現状だつた。しかし、裁判官としては『当該事件にとって最も適切な』人物を選任する必要があつた」とし、「専門性の確保と維持にむけた専門養成のキャリアアップシステムが未だ不十分な状況では、皆がいわば『素人』同然といった状況でもあつた」と指摘する。実際に、適切な手続保護のためには、やはり専門性の確保が重視される。ミュンヘン協会においてもこの立場は、表4で掲げた組織規範の中に見られるように、人的要件の一つとして、専門的知識や各専門分野に関連する職業経験の具備を掲げている。最初は素人同然の者であっても、継続教育によって専門知識を持つように、専門養成のシステムを体系化しており、「今までに多くの専門養成を経て、手続保護人として有能な人物が多数育成されてきている」とのことである。

### 第三節 タンデム理論の實踐と費用問題

手続保護人の専門性について論ずる上で、問題となるのは、手続保護人の選任数と各専門性の協働の関係である。親子関係事件において子の手続保護が実際に問題となる場合、事件本人である子の数は様々である。また当該事件の適切な解決のもとで必要となる専門知識は（大抵は法学になるかもしれないが）<sup>41)</sup>、必ずしも一つとは限らない。例えば手続保護人が抗告するような場合には法律知識が必要なことはともかく、子の意思を代弁するという主要任務のもとでは、子の内面的な部分に関わる心理学的知識も必要となる。このような場合に、各事案の特性に応じて、裁判所は数名の各専門家を一つの事件に対して選任することは可能なのか、理論上は可能とされていても、前稿執筆段階では、現状が分からない状態であつた。

まず、各事件における子の人数と手続保護人の選任数について、裁判所は数人の手続保護人を子のため選任し得るかという問題が考えられる。例えば、当該家族に子が複数いるような場合には、どのような形で選任されるのか。一人の手続保護人が、数人の子の手続保護を一身に担うことにな



るのだろうか。

これについてブッフナー氏は、「それぞれの子一人一人につき、それぞれの手続保護人が選任される場合もある。兄弟姉妹同士の間で、それぞれ利益が相反し得るような場合は、尚更このような選任方法が必要となる」と指摘する。必ずしも兄弟姉妹間で同じ解決策を願うとは限らない。主観的利益は、個人によって異なるものであるし、その子の立場に立って子の意思を手続に反映させようとする手続保護人の役割からは、状況に応じて、一つの事件において複数人の選任も必要なのであろう。

次に、前稿でも取り上げたタンデム理論の問題についてである<sup>42)</sup>。各事案の特性に応じて、裁判所は、手続保護人となるべき人物の選出を行うが、実際には様々な専門性が必要とされる場合が多いため、ザルゴーは、弁護士のみによる手続保護ではなくて、例えば弁護士とソーシャルワーカー等のタンデム(各専門性の協働による子の利益擁護)の活用を主張していた<sup>43)</sup>。私見としても、この理論に手続保護人の活動に対する評価を与えていた。しかし、現実にこのタンデム理論は活用されているのかどうか、不明なままであった。

この問題に対して、ミュンヘン協会では、タンデム理論の実践として、例えば弁護士とソーシャルワーカーのように、専門が異なる単一専門家同士の協働という形態は特段とっていないとのことである。それについては、費用的問題が主な理由のようである。当然、手続保護人の正当な活動に対しては、費用償還、報酬の支払いが FGG 50条 5項において法律上認められているために、選任された人物が増えればその分費用的問題が生じてくるだろう。そのため、ミュンヘン協会では専門養成システムの充実によって、一人の者が各専門知識を持つように工夫している。実際にミュンヘン協会所属会員においては、弁護士でありながら心理学の知識を持つように、一人で二種類以上の専門知識を有する者も少なくない<sup>44)</sup>。

いずれにせよ、この手続保護人の選任数の問題に関して、裁判所が一人だけ手続保護人を選任した場合には、当該事案に関する専門性についての

備考も記載され得るとのことであった。それらの専門性を補填する意味でも、ミュンヘン協会のように各専門家のネットワークができた組織が重要であり、手続保護人の活動を調整する必要性があることが認識できる。

#### 第四節 小 括

子の手続保護が必要となる事案が年々増加し、ドイツ国内において手続保護人の重要性がより一層認識されている。そして、実際に手続保護の現場を担う手続保護人の養成が各地域において行われていることが見受けられる。

手続保護人の選任については、個々の事案の性質に応じて裁判所の裁量により判断されるため、具体的に如何なる専門性を有する者を適切に選出できるかどうかは家裁の判断に委ねられる。ただし子の手続保護には、その担い手に多様な専門性が必要とされる場面が少なくはない。さらには、子の意思を適切に代弁するためにも手続保護人には子との信頼関係の形成が求められる。表6が示すように、当該手続が比較的長期に渡る場合が多いのであれば、それは尚更、重要な要素をしめる。子の立場にたって活動しなければならぬ手続保護人が、その基礎となる子の信頼を得られない関係にあるならば、本末転倒である。子と密接な関係にある素人<sup>45)</sup>を活用するならば、当初より子の信頼形成につきメリットがあるといえる。そして、素人起用に内在する専門性の確保の問題については、各専門家とのタンドムにより解決可能であると考えられる。

しかし、実務の現場では、手続保護の重要性から、受け皿となる手続保護団体のもとで各種専門家のネットワーク作りを通じて、担い手の専門性の向上に務めた積極的な取り組みを行っていることが認識できる。手続保護に求められる要素として、法学や心理学等の各種専門的知見であり、それを踏まえた上で手続保護の人的要素となる子の信頼関係の確保のために、コミュニケーションスキルアップの研修を行ったり、事案毎に子に適した社会的地位を有する者（例えば同年代の子をもつ母親）を推挙したりする

ことで対応している。無論、専門家を複数名選任することで手続保護の適切性及び確実性は保障されるものの、費用的観点からもそのような選任形態ではなく、継続的専門教育の実施によって手続保護人それぞれの専門性を向上させ、それでも対応できない場合には受け皿となる団体のバックアップによりそれを保障しようとする、地域的、専門的に異なる手続保護人間における協働形態は、現実的に有用なものであると考えられる。手続保護人となるべく専門性を有する人的資源は有限であるし、地域間格差もある。適切な手続保護の遂行が必要であるとしても、その活動は激務であり、全ての者があらゆる専門領域につき万能ではない。そのような中で、各専門家が協働し合い問題解決を図ろうとする姿は、非常に示唆に富む。

### 第三章 協会の活動からみる実務の現状と子の福祉

#### 第一節 手続保護の開始

##### 1. 協会の仲介活動と手続保護の準備

ミュンヘン協会における連絡調整、及び手続保護人の実務の現状について、まず始めに、手続保護人がどのような形で手続保護を引き受け、手続保護の職務を開始するかを具体的に紹介していく<sup>46)</sup>。子と接触し、対話を重ねる前に、各関係者との入念な準備が必要となる。

まずミュンヘン協会は、手続保護の引受までに裁判所との間で手続保護人の人選に関する調整、仲介を行う。裁判所より手続保護の決定が実際に手続保護人へ送達されるまでに、裁判所は当該事件において如何なる手続保護人が適切であるか、連絡調整機関であるミュンヘン協会へ、通常、電話により、事案と問題点に関する照会を行う。その中で、手続保護人の人的適性や専門的適性、ならびに手続保護の職務のために十分な時間を有しているか等について、協議を行う。場合によっては、裁判所に対して、手続保護人に関する提言を文書にまとめ、送付することもある。その一方で、協会が推挙する手続保護人に対しては、メール等によりその旨を伝える。

なお、このような仲介事項は、以後の活動の参考とするために匿名のもと協会が統計化し、情報管理を行う。

裁判所は、ミュンヘン協会の仲介事項を参考にしつつ、手続保護人選任の決定を当該手続保護人に送達する。この時点より、実際に手続保護人の職務が開始することとなる。手続保護人はまず始めに、裁判官と電話連絡を行い、審問期日（Gesprachstermin）を取り決める。仲介書の中に協会が書類閲覧許可の旨をまだ記載していない場合には、書類閲覧許可の申立てを行うこととなる。

手続保護人は、職務の第一段階として、管轄の裁判官と必要事項につきできる限り詳細に協議することで、自らの職務の基本方針を設定する<sup>47)</sup>。ただしこの時点では、当該事案に対する裁判所の評価（Einschätzung）は、あくまでも職務に対する一つの仮定として捉える必要がある。手続内での子の観点の擁護のためには、まずは客観的資料を分析することで手続保護に必要な前提事項を認識することが要請されるのである。必要書類の収集にあたっては、例えば約1週間後に返却するというような約束のもとで、手続保護人自らが関係機関等へ受取りに行く、又は送付を依頼し、書類を閲覧する。その上で、手続に直接関係する重要箇所を全て複写する。収集した必要書類の分析に際しては、親としての配慮と子の状況の確認が重要となる。それをもとに時系図の作成、場合によっては、家族構造を把握するための家族図であるジェノグラム<sup>48)</sup>の作成を行いつつ、如何なる者と如何なる順序で話さなければならないか、職務計画の構想を練る。

## 2. 親、配慮権者との対話

書類の閲覧及び分析を経て、手続保護人は次に、子との接触開始に対する同意の獲得、文書による守秘義務の免除を目的として、事件当事者である親、又は配慮権者との接触を開始する<sup>48)</sup>。初めてこれらの者と対話する際には、必ず身分証を提示した上で自己紹介と手続保護人としての機能の説明が必要とされる。親が手続保護人と子との接触開始について同意し、

かつ守秘義務の免除を与えるような対話が円滑なケースにおいては、子との対話期間の取り決め、場合によっては他の人物や機関との対話期間の取り決めを行う。

ただし手続保護人の選任を要する事案においては、親や配慮権者が手続保護人の活動に対して、必ずしも協力的な態度を示すとは限らない。まず、親が子との接触開始への同意を拒絶するときには、手続保護が合目的的に遂行され得るかどうかが審査を行う<sup>49)</sup>。正当事由なく同意を拒絶するような場合には、裁判所が同意を代替することにより手続保護は遂行されるが、手続保護の遂行が困難と判断する場合には、手続保護人を解任し、当該保護人による手続保護は終了する。親が守秘義務からの免除を拒否する場合も同様に、手続保護が合目的的に遂行され得るかどうかの審査が必要となり、手続保護の遂行が困難な場合には手続保護人の解任となり得る。一方、手続保護が遂行可能とされても、守秘義務の免除がなされない故に一定の人物とは対話できなかつた旨を意見表明の中で報告することが必要となる。

二回目以降の親との対話は、必要限度において行われる<sup>50)</sup>。ミュンヘン協会では、この時点より、家族セラピーや家族メディエーションが手続保護の職務に属さないことを注意する必要があるとしている。また場合によっては、親との対立構造を抑える意味で重要である限りで、親の弁護士とも接触を試みる必要もある。ただしこの場合には、公平性の観点からも、親の他の一方の弁護士との接触も行う必要が生じる。

## 第二節 子の意思の代弁者

### 1. 子との対話

手続保護人の本来的な職務は、「子の意思を探求し、それを手続に持ち込むこと」にある<sup>51)</sup>。子の意思を手続に反映させるために、その中心的な職務として「メガホン (Sprachrohr)」としての代弁者機能が手続保護人に求められる。プーフナー氏は、手続保護人の子の意思の代弁者としての機能を表す表現として、手続保護人を「子のための増幅器 (Stimmverstärker)」

表 9．手続保護人選任と子の年齢

| 子の年齢   | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|--------|-------|-------|-------|
| 1 6歳   | 69    | 77    | 84    |
| 6 12歳  | 84    | 121   | 130   |
| 12 18歳 | 38    | 42    | 74    |

この統計は、ミュンヘン協会より直接頂いた資料に基づく。

と表現していた。大抵の場合、裁判所における裁判官による直接の意見聴取の際に、子は明確な言葉を用いて、自分について多くのことを語ろうとはしない。このような子の小さな声を手続保護人という増幅器を通じて、手続へ反映し得る大きな声へと変換するのであって、そのために意見聴取時に付き添うことも重要な職務であると位置づけられる。

しかし、子の「声」のみを裁判所に介するだけではない。ハンネマンやクンケルによれば、手続保護人には、聴診器「(Hörrohr)」的機能も同時に果たすことが求められるとしている<sup>52)</sup>。つまり、子の願望を抽出するためには、子に関するあらゆる環境から情報を得る必要もあるのである。そのため子の親族や友人、教師、子と関係を有するその他の人物などとの対話も必要である。このように子の意見聴取と意向調査によって得られた子の全体像を総括して、子の真意を探求する。

実際に手続保護人が初めて子と対話を行う際には、まず自己紹介と手続保護人の機能の説明を行う。そして対話のウォーミングアップとして、子の日常生活の中から具体的なテーマを選び、対話のきっかけ作りを行っているようである<sup>53)</sup>。この対話の中で、子の年齢と発達段階に応じた形で、手続に関する相談と訴訟上の地位についても説明していく。場合によっては対話の中で、子にとって重要な関係者、例えば教師や少年局等との対話を行うことについて、同意を得ることも試みる。

表 9 は、ミュンヘン協会が関わった選任事件と選任を受けた子の年齢に関する統計である。比較的自分の意思をうまく伝えることのできる 6 歳以上の子が多いものの、2003年では全体の約36.1%，2004年では約32.1%，



写真 55)



写真 56)

2005年では約29.2%と、平均32.5%の割合で1歳から6歳の幼児の手續保護を行っている。

子との対話に際して、手續保護人が例えば1-6歳のような乳幼児と対話をする場合には、前提として親の問題や手續保護に関する重要な情報を説明する必要が生じる。親の離婚問題に伴う子の身上に関わる将来的問題は非常に多種多様であり、複雑である一方、いかなる問題が子自身に生じるのか、手續保護人は子を手續保護する上でその年齢に応じた形で理解してもらうように努めなければならないのである。例えばミュンヘン協会では、以下の絵本等も使いながら、離婚の基礎知識を含め離婚の流れや離婚により生じる将来的な身分事項の問題とはどのようなものかということも優しく教えてあげている。また、子のために手續保護人の名前やプロフィール、連絡先電話番号等を書いた子ども用のパンフレット<sup>54)</sup>(Kinderflyers)等も用いているとのことである。

ミュンヘン協会では、実際に子との対話の場面で子の年齢に応じた形で対話を進めるように細心の注意を払っているとのことであった。例えば6歳児と1歳児の子と接するのでは、当然ながら対応も別になる。ブッフナー氏によれば、年齢に応じた形で子の主観的利益を聞き取ることは、心理及び教育学の要素が必要となる重要な論点であるとし、ミュンヘン協会の中に、乳幼児、未就学児童との接触及び対話に精通した多くのスタッフを抱えて対応している。また、このような年代の子との信頼関係やコミュ

ニケーションのより良い構築のために、同年代の子をもつ母親である手続保護人を活用したり、その他にも子とのコミュニケーションスキル向上に関する専門教育の実施を定期的に行ったりもしているとのことである。

また、子との対話における注意事項として、手続保護人ができる限り単独でも子とコミュニケーションを確保できるようにすること、裁判所の手続の中に持ち込むべき信頼できる子の意思を探求するためにも、親の意思の影響が強くないように配慮することを述べていた。

手続保護人は、子の状況調査も兼ねて子との対話を継続的に行うが、第一回目以降の対話について、手続状況に応じて、週に数回程度、又は何週か時間を空けて実施する。特に BGB 1666条手続（子の福祉の危険回避のための家裁の措置決定）の場合のように手続が長期に渡る場合には、手続の進行状況について説明する意味でも、子との継続的な対話が重要となる<sup>57)</sup>。

言葉を用いた直接的な対話の他にも、子の年齢と発達段階に応じて、遊技的・教育的な手法を用いて（spielpädagogische Methoden）、又は絵本やその他の補助手段を用いる<sup>58)</sup>。現在の子の心境を認識する方法として、ミュンヘン協会では、例えば写真のように、様々な表情をした恐竜の絵等を用いている。自分の心境に一番近い絵を、子に指摘してもらうのである。なお、日本の家裁においては、子の意見聴取の際に少しでも子の緊張を和らげ、精神的に落ち着いた環境の下で意見聴取できるように、通常、児童室が設置されている。同じような理由から、ドイツにおいても家裁には児童室が設置されている。子の代弁者機能を担う手続保護人も子の意見を適切な環境の下で聞く必要があると考えられる。場合によって対話の際に、手続保護人は、遊びの観察を通じて子の願いや考えを確かめることが要請されることもあるのである<sup>59)</sup>。なお、ミュンヘン協会本部において家裁の児童室のような特別なスペースがあるかどうか尋ねたが、人形や玩具等は若干あるものの、そのようなスペースは特段に設けていないとのことであった。



子との対話の際の環境設定として、日本でも家裁調査官が実際に子と接触を試みているように、子の家庭環境はもちろん、学校、又は公園等の子の生活に密接な空間が想定できる。ブッフナー氏は、手続保護人が子と対話を試みる環境について、それぞれの事案の性質や状況によって異なると述べている。例えば、子の家族住居が狭く、子との対話が家族の者に聞かれることで何らかの形で影響を与えるような場合には、その場で対話することを控えたりしている。そのような場合、気を取り直して一旦引き返したり、場所を変え公園に行き対話しようとすることもある。また、子の放課後に公園で一緒に対話することもできる。一方、子が自分の部屋を持つ住環境の場合には、その部屋に行き、一緒に対話することもあるようである。子との対話は、できる限り、子単独と対話できる環境で行うものとしている。

子の主体的手続参加の保障を理念として掲げた児童の権利条約の批准後、1997年親子法改正により手続保護人を法制化するにあたり、子を「手続の客体」としない旨の立法者意思があった。しかし、あくまでも手続保護人を通じて子の権利主体性を確保しようとのことであり、ドイツにおいても子は正式な第一審の申立権者とは考えられていない<sup>60)</sup>。たとえ子が申立をできないとしても、その前段階として、子自身が抱える問題について子が自ら相談し、又は助言を受けることのできる何らかの機関を設け、子の権利主体性を確保する必要がある。親の離婚問題に伴い自分自身に生じる将来的問題の相談について、直接に子自らがミュンヘン協会へ来訪したり、電話連絡等により、手続保護人に対し、親の離婚相談等をもちかけることがあるかどうか、あるとするならば一般的ケースなのかどうか、興味深い問題である。

子の来訪と相談について、ミュンヘン協会では、例えば親や子との対話を望む場合には、手続保護人が協会本部において子との相談を行うことも、しばしばあるとのことである。その理由としては主に、様々な手続保護人とのネットワーク作りという協会の活動の性質上、手続保護人で個人的に

自己の事務所を持たないものが協会本部を相談の場として利用することがあるためである。また、ブッフナー氏によれば、裁判所からの手続保護命令により、自分の子に対して手続保護人が選任された親の方から、手続保護人の活動に関する質問が本部宛に電話で寄せられることはしばしばあるが、実際に子自身がミュンヘン協会に対して直接に相談をもちかけることは稀なケースのようである。

## 2. 子の福祉の視点と子の意思表示

子の意思を代弁し、手続に反映させるという重要な職務において、子の福祉の観点から、手続保護人が、子が直接的に話した事柄を何らかの形で修正することが可能かどうかは大きな問題である。このような子の意思の修正は、手続保護人に対し直接発せられた子の主観的利益を、子の福祉の名の下で、大人の判断を加味して手続に反映する結果となり得る。それは、「聴診器」としての機能が過度に前面に押し出される状態であり、例えば家裁調査官が子の意見聴取や様々な調査を踏まえ調査報告書を提出するように、必ずしも純粹に子の意思にそぐわない状況も生じ得る。

この問題についてブッフナー氏は、「当然の如く、手続保護人が子の意思を修正することはあり得ない。如何なる場合であっても、子が自分に話してくれたことをそのまま手続の中に持ち込む必要がある。その子を通じて自分自身が見たもの、聞いたものも同様である。如何なる場合でも、自分が気付いたこと、子が自分に話してくれたことを裁判所にて全て伝えなければならない」と述べる。

しかし、手続保護人が一専門家である以上、当然のことながら、子との対話を通じてその子に対する様々な推論も生じてくる。「例えば、子が自分に「××」と話してきたとする。それが、その子の年齢と発達段階に照らし合わせてみて、通常口にしないであろう意思表示だとする場合には、その意思表示が母による父への非難に基づくものではないかと推測する」とのことである。例えば、「3歳児が『パパはもう私とは会いたくない

いのよ。だって、パパはいつも私の扶養料を払ってくれないもの』と話すような場合」等が挙げられる。なぜなら「通常は、3歳児にとって扶養料など、本質的に関心ある事項ではない」からである。一般的に考えれば、これから自分が親とどのような関係でいられるのか、兄弟や友達とは離れてしまうのではないかと、自分と身近な者との将来的な関係性に関わる問題が主眼となると思われる。「このような場合には、誰か大人がその子に吹聴したことに起因することを意味する。それ故、子が自分に話したこと、自分が見たこと気付いたことに基づいて、その子に対する推論も行う」としている。

このような形で子の意思に重大な影響を与えるのは、多くの場合が親の意思である。

手続保護人の職務の前提は、子が発した意思を裁判所に持ち込むことであるが、対話により獲得した子の意思が、親の意思の影響により、手続に本来反映すべきその子自身の「真意」に修正が加えられているかどうかは問題である。幼少時は子の生活社会が家庭内にほぼ限定されているため、発達上、意思の形成には親との精神的、心理的結びつきが大きな位置を占める。例えば、親の一方による他方への過剰な悪口の吹聴等、周囲の環境からの影響を受けることによって子自身の真意の形成を疎外されることがある。

ブッフナー氏は、「子から抱いた印象及び感覚、評価についても裁判所にて話す。子が親の一方から何らかの形で影響を受けているという感覚を抱いた場合には、自分が調査した事実、この子が影響を受けているだろうという推論、そしてその推論の根拠を報告する」としている。ただし、「その境界はとても流動的であるために、判断について非常に困難な点である」と述べる。

なお、ブッフナー氏は、子の意思の探求と調査について、ミュンヘンは特別な地域であることを踏まえる必要があると付言している。「ミュンヘンには、多くの優秀な手続保護人がいる。これは、自分達が必要であると

考えた、報酬をも受け取ることが可能な、あらゆる調査を行うことができることを意味し、「手続保護人としての活動に多くの時間を費やすことができる」<sup>61)</sup>。その一方で、「少年局の職員達はその資源と時間、人材に限界があるため、自分達のように集中的に活動することはできない」と述べている。

### 3. 意見聴取時の付き添い

最後に、子の意思の代弁に関する裁判内での具体的活動として、裁判官による子の意見聴取時における付き添いが挙げられる。FGG 50条 b に基づき、裁判官は個人的に事件本人である子との口頭による意見聴取を行う<sup>62)</sup>が、その際の手続保護人の付き添いについて裁判所は原則として排除してはならないのである<sup>63)</sup>。ミュンヘン協会も、子の意見聴取時の付き添いは原則行うとの立場をとるが、付き添いの排除について裁判所側に正当な理由があり、かつ子がそれに納得している場合には、付き添いを控えているようである<sup>64)</sup>。

ブッフナー氏は、「比較的幼い子であっても裁判官は個人的に意見聴取している」と述べた上で、たとえ子が言葉を用いて全くほとんど話すことができないような場合であったとしても、それを通じて裁判官が子を知り、その子の福祉に適した司法判断をすることが重要であるために、裁判官は直接に子を意見聴取し、その際には手続保護人がその場に付き添うことが適切であると考えている。

なお、口答弁論 (mündliche Verhandlung) において子の召喚 (Ladung) が避けられない場合には、子の出席は極力、必要最低限に減らし、その際には手続保護人が付き添い、世話を確保するものとしている<sup>65)</sup>。

## 第二節 その他の具体的活動とその適切性

手続保護人の代弁者機能としては、裁判所に反映させる子の意思を聴取することが前提となるため、子との対話が主な活動となる。その一方で、

利益擁護人としての福祉的機能について、いかなる活動が考えられるか、子の福祉の名において「子のために良かれ」と過剰な職務を手続保護人が行うことを回避するためにも、この範囲を明確にする必要がある。この問題の解決について、FGG 50条5項により、手続保護人の活動期間は、裁判所による選任決定以後、手続終了までであることが大前提となる。ただしミュンヘン協会では、手続終了に際して、原則、子と一緒に、手続の経過と結果について話し、手続保護人の活動の成果に対する満足度について、できる限り質問するようにしている<sup>66)</sup>。

### 1. 家族調査と専門鑑定

子の意思を探求するにあたって、子の需要や願いの解明のために、手続に関わる諸問題の背景、例えば当該家族の家族関係や生活環境等を調査する必要性も考えられる。ただしその一方で、例えばソーシャルワーカーによる手続保護のための家族関係調査について、原則、手続保護人の職務ではないと判断されている<sup>67)</sup>。プッフナー氏によれば、家族の生活環境等に関する調査について、それが当該事件において重要不可欠であると判断する場合には、手続保護人はあらゆる調査を行っているとのことである。

また、手続保護人は、手続上、明確にすべき問題について言及し、場合によって専門鑑定の実施を提案することも可能である<sup>68)</sup>。その際に、手続保護人は鑑定人の人選について関わることもできる。ただし手続保護人にとって、手続が長期に渡ることで子が受ける負担が増大することは、回避すべき問題である。この観点を踏まえた上で、如何なる専門鑑定が可能かどうか、慎重に判断することが求められる。なお、手続保護人にとって重要である限り、手続保護人は専門家と接触し、子が望む場合には専門鑑定の際にも付き添う。ただし専門家と手続保護人が集中的に接触することは、両者にとって、証言の独立性に対する疑いが生じさせることになるため、注意を要する<sup>69)</sup>。

## 2. 家族メディエーション

手続保護人の職務範囲について、家族メディエーションの適切性も考えられる。メディエーションを通じて夫婦間の円滑な合意形成への支援を行うことは、低下した親機能の回復と強化に寄与するために、子にとっても望ましい紛争解決である上に、このメディエーションの場に子が参加できることで、子の権利主体性の保障にも寄与し得る。手続保護人がこのメディエーションを行うことで、大きなメリットを見出すことができる。

なお、ミュンヘン協会にも、若干名、家族問題メディエーターとして専門教育も受けている手続保護人も在籍している。その事実から、現実に手続保護の一貫として、手続保護人が家族メディエーションを行っていることと安直に推測できるのだが、ブッフナー氏は、「手続保護人の活動とメディエーションは全くの別物である」と指摘する。「メディエーターは、通常、当事者二人と同席して、一緒に紛争の解決策を見つけようとするが、我々手続保護人は、あくまでも子の立場に立って子の利益だけを擁護するのであって、手続保護人は、父親、母親の利益擁護者ではないのである。」

その上で、「親が激しく対立しているときに、私達は、親をメディエーションへと組み込もうと試みることは可能であり、これは子の利益において当然のことである」と指摘する。その説明として、ブッフナー氏は、ミュンヘン協会内で起きた最近の例を挙げる。

手続保護人のH氏は、家族問題メディエーターでもある。ある離婚事件につき選任されたのだが、ある日「場合によっては、私が親に対して家族メディエーションも行うことができますよね」と協会本部に確認を含め電話連絡してきた。ブッフナー氏は、H氏の質問に対し「いや、できない」とはっきりと返答している。「手続保護人は非常に密接に子の傍にいる者である一方で、親は家族メディエーションへ参加できる者。メディエーションはより良く家族関係の調和をももたらしてくれるが、手続保護人の活動に対して利点をもたらすものではない。」<sup>70)</sup>ただし、手続保護人自身ではなく別の者がメディエーションを行うことを、手続保護人が提案する

ことは可能であるとのことである。

### 3. 交流時の付き添い

子の交流権の実現に関して手続保護人の選任が必要となる場合もある。例えば単独配慮権者である親の一方が他の一方と子との交流について望んでおらず、非協力的な場合には、法定代理人との利益相反（FGG 50条 2項 1号）を理由に手続保護人が選任される。子の利益擁護人として付き添いを提案するだけに留まらず、子との信頼を築いた手続保護人が実際に交流の際に付き添うこととなれば、子にとってより良い形での交流が形成されると思われる。しかし具体的な交流調整等の手続終了後の活動は原則、手続保護人の職務ではなく、判例上も子の付き添いに関して一般的に否定的である<sup>71)</sup>。

子と配慮権者ではない親の一方との交流の際の付き添いについて、ミュンヘン協会では交流時の付き添いは行っていない。あくまでも交流時の付き添いは補充保護の一つであって、補充保護人（Ergänzungspfleger）が交流保護人として活動しているためである。親が子の福祉のためになる交流をしようとしなない場合には、民法1909条<sup>72)</sup>に基づき、裁判所は、当該交流について補充保護人が選任することができる。交流保護（Umgangspflegeschaft）について交流保護人は交流接触の具体的方法や時間、場所に関する調整及び確定について当事者（親と子）と協議し、その実現を監督、保障することを委ねられる者であり、交流保護人は親の配慮権の一部を有するが、手続保護人はそれを有してはいない<sup>73)</sup>。交流保護人は1684条、1909条に基づき交流の実現を保護する者であり、それに対して手続保護人は、交流の実現のため子に添うことを活動とはしていないのである<sup>74)</sup>。

ミュンヘン協会では、家族メディエーション、面接交流時における付き添いやセラピー等については手続保護人の職務として否定的な立場をとっている。その理由としては、やはり手続終了後の活動までは法律は規定し

ていないという大前提を掲げている。それらの職務については、家族関係専門のメディエーターやセラピスト、交流付添人等、それぞれの分野における専門家の職務に該当するために、手続保護人が担う本来的な職務からは逸脱していると考えられるのである。

#### 第四節 各関係機関との協働

##### 1. 裁判所

手続保護人が司法機関や福祉機関と協働しあうことで、より一層、子の利益に即した手続保護を行うことが可能となる。まず手続保護人が子の意思を代弁する場所でもある裁判所について、ミュンヘン協会のような形で様々な専門性を有する手続保護人を抱える大きな受け皿があることで、裁判官としても、当該事案に即した適切な人物の選任について、迅速性、及び簡便性というメリットがある。裁判官が適切な専門家を四方八方探す必要もなく、当該事案が例えば子の福祉の危険の回避といった緊急性を要する場合には、このメリットは大きな力を発揮する。

例えば、裁判所から手続保護人の選任につき、「トルコ語を話せる者」で、「心理学に精通している」「女性」で適切な人物を招聘して欲しいように協会に連絡が入るとすると、その連絡を受けて約1時間程度で、ミュンヘン協会では「誰が適任であるか」返答可能な体制をとっている。このように裁判所との連携が図られている機関は、ミュンヘンはおろかドイツ国内でも類を見ないとのことである。

##### 2. 少年局（Jugendamt）

少年局とは、社会法第八編（SGB VIII）に定める少年援助の実施監督に携わる行政官庁であり、少年援助給付や教育援助給付を行う重要な福祉機関である<sup>75)</sup>。少年援助のこれらの給付は、少年援助に関する公的な担い手と同様に民間の担い手によって行われる（SGB VIII 3条2項1文）。手続における少年援助の重要性に応じて、手続保護人の職務として少年局との



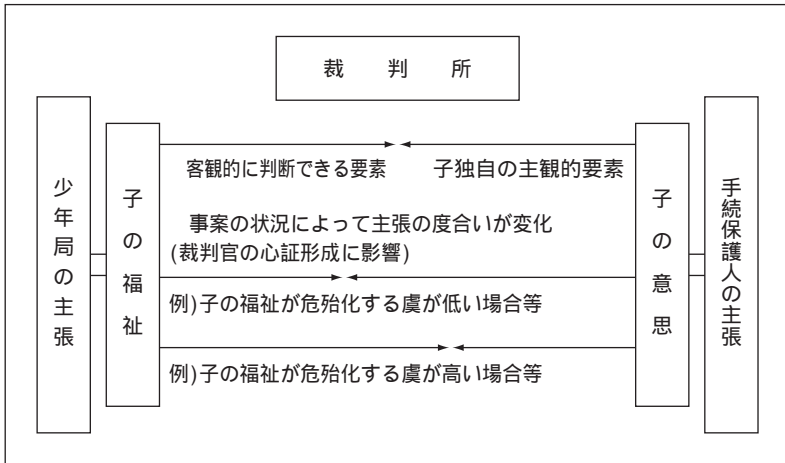
対話も必要となる。第一回目の対話の際には選任決定書のコピー、書類に関する守秘義務免除のコピーを少年局側へ差し出し、身分証を提示した上で自己紹介と手続保護人の機能の説明を行う。当該事案の評価や認識事項の交換を行うが、手続保護人は、少年援助を高く評価しつつ手続保護人の職務との違いを明確にすることが求められる<sup>76)</sup>。

プフナー氏は、「少年局とはあくまでも子の福祉のもと活動する一官庁であって、子の立場とは異なる視点を持つ」と指摘する。手続保護人と少年局の職務の関係について、いわば、「子の意思代弁者」対「純粋に子の福祉に徹する役所」という構図がある。しかし、双方の役割の根幹には「子の福祉の危険の回避」の視点がある。その意味でも、お互いに当該児童に関する情報を共有することができる。手続保護人は、子の利益擁護のために必要な場合には、様々な関係者と対話することによって、必要な情報を収集しなければならない<sup>77)</sup>。手続保護人は子の利益における限りで少年局と裁判所外の話し合いを行い、意見の一致が不可能な場合には、意見表明の際に、少年局と異なる主張をすることとなる。

他の手続関係者との職務の競合を回避するために少年局職員が手続保護人として選任され得るかどうかの問題について、ミュンヘン協会においては実際に、少年局の職務をこなす傍ら、手続保護人として活動する者もいるとのことである。これは、各関係機関との協働の視点からは、とても重要な意味を持つと思われる<sup>78)</sup>。

手続保護人は、子に関する全ての資料については「当然に」閲覧が可能である。ただし、プフナー氏は、情報保護の観点から、少年局資料の閲覧に際し、「親の守秘義務の免除が必要である」と指摘する。「少年局に対して親はその子に関する情報を手続保護人が閲覧及び活用することを認めなければならないし、もちろん少年局とも私達と情報交換することも認めなければならない。通常、これに対して親は許可を与える。実際に、子の福祉の危険に関わる緊急事案において子の情報を至急必要とする場合には、家庭裁判所に対し親の同意を代替させることも可能である。」

図1 離婚事件・BGB 1666条事件における少年局と手続保護人の関係<sup>79)</sup>



各事件における子の福祉の判断は、手続保護人の職務には該当しないとの立場をとる。少年局には、SGB VIII 8条 a に基づく子の福祉の危険回避のための保護に関する裁判所支援義務，そして子の身上に関する手続内での FGG 49条 a に基づく家裁による少年局の意見聴取義務がある。この子の福祉に基づく調査結果を少年局が役所的観点からのみ報告する場合には、これに対抗して、手続保護人自らが子との対話を通じて抽出した、子の主観的利益を裁判所にて主張することとなり、ここで対立構造が生ずることもある。

ブッフナー氏は、離婚事件や BGB 1666条の事案等において、子の福祉の判断そのものは手続保護人の活動の重点ではないとし、図1のように、少年局と手続保護人の関係を述べる。「私達がそれを説明する必要がある場合には、以下の観点で行動している。」「もちろん、手続保護人は子の意思を手続の中で完全に貫き通したいと思う。その一方で、少年局は子の福祉の実現を求める。大抵の場合、どちらにも限界があるし、それは事案の状況次第で変化するし、事件の解決上どちらに重点が置かれるのが適切

かにもよる。私達は常にどこかで活動しているため、私達は、少年局側がどのように考えているかについても、当然、知っている。少年局側も同じように手続保護人の考えを知っている。それ故、子の福祉に危険が及ばないように、(少年局側の主張する「子の福祉」と手続保護人の主張する「子の意思」との間で)どの程度まで闘ぎ合えるかを試みる。その闘ぎ合いの中、どの時点で危険が生ずるか、それが鍵となる。子の福祉は、この国、この文化において、子にとって必要だろうと思われる客観的な事柄全てである。子の意思は、子自身が表現し、考え、夢見る主観的な事柄全てである。しかし、もしかすると子は、学校になって全く行きたくないと思えるものかもしれない。」

ブッフナー氏は続けて、手続保護人による子の福祉に対する判断について、次のような一例を述べている。「私が『その子が私に対し主張した事項は、もう学校には行きたくないということである』と代弁した場合、私は少年局と衝突するだろう。しかし、私は手続保護人として、もちろん、何故その子が学校に行きたくないと思ったのか、学校自体に何か問題があるのか、その子が学校に対し何らかの不満があって気に入られていないのか等を注視することができる。私は、その子がもう登校しなくていいようにすることはできないけれど、その子が抱える学校生活に関わる問題が改善するように何らかの形で取り組むことは可能である。』手続保護人の重要な機能は子の福祉の探求よりも草案で述べられていたように子の意思の代弁であるが、それだけに留まらず、子の利益擁護人として、手続保護人が子の福祉に寄与し得ると考える必要な手段を提案し、何らかの形で行うことは可能と考えられる。

なお少年局の職務において、子の利益に適う限りにおいて、SGB VIII 36条に基づく援助計画の協議へ手続保護人が参加しているとのことである。この援助計画が裁判手続に密接に関連するためである<sup>80)</sup>。SGB VIII 36条2項によれば、援助が相当長期間行われると予想されるときは、複数の専門家の共同作業によって適切な援助の種類を決定し、子と共に必要な少年

援助給付に関する援助計画を作成する。この援助計画の協議へ手続保護人が関与するかは、少年援助の義務的判断により生ずるが、ミュンヘン協会には、少年援助計画の協議へ手続保護人の関与を排除するという判断には、誤りがあるとの立場をとっている。

### 3. 裁判所と少年局との協働

手続保護人が子の意思の探求のもとで裁判所や少年局との間の架け橋的な役割を果たす他に、子の福祉のために裁判所と少年局との協働も必要となる。裁判所は親としての配慮に関する手続の中で子の福祉に最も合致する裁判を行う必要がある (BGB 1697条 a), 少年局は、子の福祉を常時監視し、相談及び助言によって家庭を支援する一方で、子の福祉が危険に晒されているときには、家裁に親の配慮権に対する司法的介入を行うよう要請し、手続の中で子の福祉の観点を主張する。この裁判所補助機能のもとで少年局には、例えば SGB VIII 50条 1項 1文に基づき、子の身上配慮に関する措置につき裁判所を支援し、SGB VIII 50条 1項 2文により、FGG 49条、49 a 条の意見聴取等、裁判手続に対し協力する義務がある<sup>81)</sup>。

さらにその他の支援義務について、SGB VIII 18条 3項 4文では、裁判又は合意による交流調整の実行の際に、少年局が仲介という形で家裁を支援すると定めている。また FGG 52条 1項によれば、家庭裁判所は、子の身上に関する手続において、できるだけ早い段階で当事者の意見聴取を行い、当事者の合意形成を促進し、相談所の利用や少年援助の担い手による助言の可能性の存在を指示する義務がある。この少年局による相談・助言活動は多岐にわたるものであるが、例えば SGB VIII 17条 3項によれば、裁判所は、共同の未成年子がいる場合の離婚事件の係属、当事者の氏名、及び住所を少年局に通知した上で、少年局は、別居・離婚問題を抱える親に対して、少年援助給付の提供について教示する。

また、2005年10月1日施行の「児童ならびに少年援助の発展に関する法律 (Kinder-und Jugendhilfweiterentwicklungsgesetz: KICK)」により、

子の福祉の危険の際における少年局の保護任務が FGG 8条 a において具体的に規定されている。子の福祉の危険回避のため必要な家裁の介入を依頼する少年局の義務は旧 SGB VIII 50条 3項に定められていたが、KICKによりその保護任務が具体化されたのである。同条1項により、少年局が多くの専門家達と共同して子の福祉の危険度を評価しなければならず、この評価に身上配慮権者、教育権者が協力する意思のない、又は協力できる状態にない場合にも、同条3項により少年局が家裁の介入を依頼することとなり、緊急事案の場合で裁判所の判断を待てないときには子を一時保護する義務が与えられた。なお同条4項では、危険の回避のために他の給付の担い手、保健援助（Gesundheitshilfe）の施設や警察の活動が必要な場合に身上配慮権者等に対して働きかけ、それでも協力が得られない場合には、少年局が危険回避を管轄する部署へ介入させる旨を定めた。

## 第五節 小 括

子の手続保護実務においては、実際に、子の福祉を紛争解決の主眼とし司法判断を下す裁判所、子の福祉の観点から様々な少年援助給付を行い、かつ裁判所の手続に協力する少年局、そして子の意思を裁判所にて代弁する手続保護人の三者が子の身上に関する紛争解決のために協働し合い、子の福祉を実現しようとする動きをみることができる。

裁判所と手続保護人との関係について、子の主観的利益を手続に反映させるため活動を行うことで、裁判所は子の福祉という裁判指針に沿って司法判断を下すことが可能である上、ミュンヘン協会のように手続保護人の受け皿があり、手続保護人の専門性等の情報提供することで、裁判所側も、事件の特性に合致した適切な者を選任することが可能であるし、選任命令までの手続遅延も回避することができる。

少年局と手続保護人との関係について、たとえ家裁手続の場で少年局側の主張する子の福祉と手続保護人が代弁する子の意思とが衝突する結果となろうとも、根本的には両者ともに子の福祉の実現を目指している。手続

保護人が、子の意思を代弁者機能によりそのまま手続の中へ反映させる一方で、子の利益擁護人として、調査を経て感じた子の福祉をも補足事項として裁判所に伝達するのである。子の福祉の実現のためには、司法と福祉、そして子の権利を適切に反映させる架け橋となる手続保護人、これらの協働形態が一つたりとも欠けては、十分な効果が期待できないのである。ましてや、手続法上、手続への子の主体的参加を十分に保障しておらず、実体法上、まだ未熟な存在として子を捉え、パターンリズムの法構造である日本においては、とりわけこの点が指摘できると思われる。

ブッフナー氏、ベンノ氏共に、手続保護人の少年局側の資料閲覧について、例えば手続保護人が十分に閲覧可能な状況にない状態、つまり職務方針の基礎となる資料収集に制限が課せられる状態では、適切な職務ができないと述べる。日本の家裁でも、家裁調査官を仲立ちとし、児童相談所をはじめとする福祉機関と協働を重視する動きが見られる<sup>82)</sup>。仮にもしも、家裁の福祉的機能を担う家裁調査官が、児童相談所の資料を十分に活用できないとすれば、子の福祉に適った司法判断をすることは難しいかもしれない<sup>83)</sup>。両氏共に、日本とドイツで家裁のシステムが違えども、各機関との有機的な協働の視点が必要であると指摘する<sup>84)</sup>。

## 第四章 家事事件手続法改正の動向と今後の課題

### 第一節 法改正作業と「手続補佐人」

ZPO (民事訴訟法) や FGG 等の複雑な法体系からなる家事事件手続の簡明化、一部の条文における調整及び修正の必要性、1997年改正法による家裁の管轄権限の拡大に関する問題の解決を目指して、現在、ドイツでは、家事事件手続法改正への大きな動きが見られる。その中で、手続保護人規定の改正も予定されている。この改正法は当初、2007年7月の施行を目指していたが、現段階では改正作業が難航している様子である<sup>85)</sup>。2007年5月9日に連邦議会において改正案が議決され、同日付け連邦司法大臣の報

告によれば、改正法の施行を「2009年中頃を目途」としている。

2006年2月14日の補足修正案166条が、手続保護人について定めている。そこでは、手続補佐人(Verfahrensbeistand)<sup>86)</sup>との名称の変更をはじめとして、多くの改正点が見受けられる。まず、現行法第1項の「選任できる」との規定を「選任しなければならない」<sup>87)</sup>とし、手続保護人の選任に関する裁判所の裁量の余地を大幅に修正している。また、改正法案同条2項においては、必要的選件事例を明確化し、六つの選件事例に細分化している。その中でも第1号には、子の意見聴取義務を定める FGG 50条 b に対応する形で、子が満14歳以上であり、かつ手続補佐人の選任を申し立てる場合には手続保護人の選任をするとして、子の主体的手続参加の規定を新たに設けた。

第3項では、選任を要する時期を定め<sup>88)</sup>、裁判所の選任決定に対する異議の余地を否定している。これらについては、1997年の法改正後より問題とされてきた論点であり<sup>89)</sup>、判例の蓄積を反映する形で改正法案に明確に定められることとなった。

第4項では、手続保護人の職務内容、及び手続保護人の法的地位の明確化という大きな改正点が見受けられる。手続保護人の職務として、子の利益の確認と裁判手続への反映、手続の対象と経過、ならびに起こり得る結果に関する子への情報提供、子の親、及びその他の利害関係人との会話、ならびに手続対象に関する合意に基づく調整への参加、法的手段の提起が掲げられ、子の法定代理人としての法的地位を明確に否定している<sup>90)</sup>。

なお、第1項の必要性の原則、第5項の補足性の原則、第6項の手続補佐人の活動範囲の設定、第7項の報酬規定については、現行法の立場を継受している。

これらの改正点において、まず手続補佐人の名称について、ブッフナー氏は、子の手続保護の本来的な活動をより適切に表現するものであるから、「手続補佐人の名称の方が適切」とし、以下のように評価している。「子が手続保護を必要としている状態の表現として、Pflege『保護』とは、誰か

しら虚弱な者の面倒を見るというような意味合いを含むと思われる一方で、Beistand『補佐』とは、誰かを支援する活動であって、実際に手続保護人の活動と照らして非常に適切な表現である。」

「ただし、どちらも比較的古い言葉の表現で、名称の違いについては実質的に些細なものである。人が誰か病気の者や虚弱な者の面倒を見たりするときには『Pflege』を用いるし、花も同じく人に『Pflege』される。如何なる場合であっても自分自身で保護することできないから、『Pflege』されるのである。しかし、『Beistand』はそもそも既に自分自身で保護することは可能であっても、何らかの支援を必要としていることを意味する。」

また、手続保護人の職務が明確化されることによって、家事事件手続法改正後には手続が迅速になり、活動も促進されると考えている。例えば子の関係者との対話について、「ミュンヘンでは決して問題とはならなかったが、相当数の地方上級裁判所が『手続保護人は親と全く話す必要はない』と言ってきたと、フランクフルト、カッセル、ブランデンブルグ等の同僚から聞いている。しかし、もしそうなら一体どうやって子の状況を説明すべきなのだろうか」と述べ、新たに改正法にてこれらの活動を明示することにつき評価をしていた。なお、手続の迅速化について、子の居所、交流権、引渡しに関する親子関係事件について、明文上、訴訟手続の促進に関する規定が草案に盛り込まれる予定である<sup>91)</sup>。

名は体を表すと言うが、子の手続「補佐」として修正することにより、子が権利主体性を有しているものの自己の身上に関する手続の中で支援を必要としている旨をより適切に表現することで、「手続の客体」からの脱却という当初の理念を具体化するものと考えられる。また、現行法の白紙規定に由来する従来の問題点を解決すべく、選任の時期、職務内容や法的地位の明確化を図るこの改正案は、現場の混乱及び手続遅延を回避する効果が期待でき、現場を支える担い手にとって、より適切な子の手続補佐の実施と長期に渡る手続補佐の激務からの負担軽減という望ましいインパクト



トを与えるものと推察できる。

## 第二節 今後の課題

現在、手続保護人が実務上抱える問題点について質問したところ、最近の主な問題として以下の2つの点をブッフナー氏は指摘する。まず一つに、親の対立関係が激化している事例が増加していることである。親同士の対立が非常に深刻なケースが多く、それに伴い子の負担が甚大なものとなってきている。このようなケースでは、子の親が、高い教養を有する者で裕福層の者であったり、又はおそらく親自身が子の養育につき何らかの故障を抱えていたり、親機能不全の修復に向けた助言に対して強い抵抗を示したりすることで、誰も望まないような全審級を通じた手続へと駆り立てる者である場合が多いとのことである。そのために、手続保護が長期に渡ることが多く、子にとっても身体的、精神的に著しい負担を与えかねない状況が生じてきている。

次に、子の福祉の危険回避に関する BGB 1666条適用の境界事例が頻発しており、子の福祉に適った紛争解決の判断が非常に困難を極める状況があることも指摘する。BGB 1666条とは、基本法で保障された子の養育に関する親の権利への介入に関して中核となる規定である。

親の配慮権の濫用的行使や子の放置、父母の責めに帰することができない故障等により、子の身体的、知的、精神的福祉、財産が危殆化する場合に、父母がその危険を回避しようとしないうちに、危険を回避できる状態にないときに、相当性の原則に基づき、家裁は危険の回避のため必要かつ適切なあらゆる措置を行うことができる<sup>92)</sup>。例えば、交流権や居所指定権、医療的行為に対する決定権などの一部剥奪、最終手段として、BGB 1666条aに基づく、父母家庭からの子の引き離し、身上配慮権の全部剥奪が措置の選択肢として挙げられる。これらの紛争解決については、(たとえ一時的な措置だとしても)親子関係につき将来的に重大な影響を与え得るために、慎重な司法判断が必要となる。子の福祉の危険に関しては境界事例

が多いことから、多くの場合、十分な審理に時間を要するのである。

「これらのケースの場合、1年以上手続が長引く事が多く、あらゆる当事者に対して負担が大ききものとなってきている。このような紛争解決のための手段として、当該親が相談所での相談や家族セラピーを拒絶する場合、それは子にとって非常に酷なことである。」

この問題に対する法改正後の展望として、子の福祉の危険に関わる事件の場合、法改正後、今までよりも早期に裁判所が介入できるようになる。裁判所は、当該家族に対して如何なる支援が有益なのか、その内容等について、親と「支援に関する協議（Hilfegespräch）」をすることができる。このような場合であっても、子の利益を最優先に迅速に行われなければならないとしている。この支援協議の実施について裁判所が如何なる対応をするのか興味深いところである。また、子の福祉の危険の回避措置の判断について、家裁がより適切かつ迅速に職権発動できるように、2006年5月より、子の福祉の危険に関する家裁の措置に関する作業部会が設けられ、「父母の責めに帰することができない故障」要件の廃止、裁判所が執り得る措置の種類の明示等につき、BGB 1666条の改正を検討している<sup>93)</sup>。

### 第三節 小 括

まず「手続補佐人」への名称変更の理由については、「手続保護人の概念としてこの表現がより適切」とだけあるのみで、今までその具体的内容までを知ることはできなかった。しかし、ブッフナー氏の説明によれば、子が無能力な存在で手続の客体として利益擁護されるのではなく、自らの手続参加への支援を必要としている状況をより適切に表現するものである。将来的に手続保護の必要性が家事事件手続法の全ての範囲において掲げられるならば、この表現は、子の主体的手続参加の保障へ向けて大きく寄与すると思われる。

手続保護人の活動の現場で、実際に抱えている問題は、親の配慮権帰属の判断に関わるような子の福祉の危険が切迫したケースの存在と、手続が

長期に渡ることでの子の負担も増加することの虞れであった。当初、私が第一に想定していたものはまず手続保護人自身に関わる問題、例えば個々の事案で実際に行う職務内容の判定、ならびに各機関（とくに少年局）との適切な協働の確保であった。ただし、前者については協会の活動方針によってほぼ解決可能であるし、後者についても特段問題を抱えていない様子であった。子の立場にたち手続保護を行う者として、まさに子が親の紛争により被る負担そのものが手続保護人の抱える問題と位置づけられよう。

この改正案の内容については、必要的選任事例、選任時期、手続保護人の職務内容及び手続法的地位等、現行法上不透明な多くの論点を明確化する動きが見られる。いずれの論点も、選任を命ずる裁判所側、実際に如何なる職務を行うべきか、その裁量を有する手続保護人側と双方について、現場の混乱と手続の長期化を回避できる要素を多く含んでいる。なお、この草案165条においては、子の居所、交流権、子の引渡し、子の福祉の危険を理由とする親子事件手続の迅速化を要請している。実際に問題となるのが子の福祉の危険の判断につき境界事例が多いとはいえ、その危険回避のために適切な措置判断をするにあたっては、慎重に成らざるを得ない。しかしその一方で、当事者に対する負担、手続の長期化を招く可能性をはらむ。手続法改正のみならず、子の福祉の危険に対する回避措置に関するBGB 1666条という実体法の改正動向からは、より適切な子の手続保護の実施と手続の長期化による子の負担の軽減が期待される。

## お わ り に

ミュンヘン協会におけるヒアリング調査を通じて、僅かながら手続保護の現状の一部を知ることができた<sup>94)</sup>。これによって、手続保護人に関する活動内容、担い手とその専門養成、各関係機関との協働、家事事件手続法改正作業と実務への影響について、文献資料からだけでは認識できない実情を伺うことができる。

第一の手続保護人の担い手と専門養成の論点について、ドイツ国内で子の手続保護を要する事件の増加に伴い、手続保護人の専門養成に関する重要性も高く認識されている。そして子の手続保護の重要性から手続保護団体が組織され、手続保護の適切性及び確実性を保障するためにも、各専門家のネットワーク作りや専門養成の機会を設けていることがわかる。つまり、手続保護人として活動する各専門家間の協働形態があるのである。手続保護人として非専門家である素人の選任、単独では専門性を補えない場合のタンデム理論の活用という二つの論点については、このような手続保護団体の存在と専門養成の活動によって解決可能と位置づけられよう。

第二の手続保護人に関する活動内容の論点では、実務の現状を踏まえて、文献資料から導き出される手続保護人の理想像と、現場で職務にあたる実体像とを比較、分析することができる。子の手続参加権の強化という視点のもとで長い年月を経て論議された子どもの弁護人の理想像からは、子の意思の代弁のみならず、裁判手続外における紛争仲裁及びアフターケア的機能、例えばメディエーションの実施等、子の利益となり得る多種多様な役割も兼備すべきだと求められていた側面がある。ただし実際には、手続保護人本人がたとえ専門的知見を有しているとしても、このような手続終了後の活動については、法文上定められていない管轄外の職務であるとの立場を堅持している。そのような場合、手続保護人自らが実施するのではなく、「提案」という形で支援することで、当該専門家への架け橋の役目を果たしていると考えられる。

手続保護人は、子の意思の代弁人機能を中心に、大人により修正されない、ありのままの意思を手続に持ち込もうと活動する一方で、子の意思の探求のため必要な周辺事情についても調査を行い、子の福祉の観点から必要な事項についても備考として陳述する福祉的機能も兼ね備えていると思われる。子の意思は、必ずしも事件解明のための一要素に留まるものではない。子の意思のみが子の福祉の判断に寄与する要素ではないが、たとえ子の福祉に合わない子の意思であっても、子の自己決定権の見地からそれ

を忠実に代弁する必要がある、そして子の意思を欠いたままでは子の福祉に十分に適った判断はし難いと考えられる。

第三の論点である子の福祉に携わる各関係機関との協働について、裁判所、少年局、手続保護人という、司法と福祉、子の意思の代弁者の三者が、子の福祉に適った紛争解決のために協働しあう姿をみることができる。日本のように家裁調査官が裁判所における福祉機能ととりわけ一身に担う形で子の福祉を探求するのではなく、裁判所外の公的な専門福祉機関及び民間組織が協力しあい、その福祉機能と家庭裁判所が担う司法機能とを有機的に連携することによって、子の福祉の実現を図る協働形態をとっている。そして、子の福祉の実現のための架け橋として、手続保護人が子の意思を忠実かつ適切に裁判手続へ介するのである。

第四の論点である家事事件手続法改正とその影響について、実務家からはその名称変更も踏まえ、職務内容や法的地位の明確化等といった改正点の内容にも一定の評価が与えられていることが伺える。子との密接な接触と対話を行う手続保護人としては、やはり一番現場の活動を悩ませる点は、子の身上に重大な結果をもたらし得る、親の配慮権帰属の判断につき困難なケースの存在と手続遅延による子の負担の増加である。手続法改正作業と家裁による子の福祉の危険の回避措置を定める BGB 1666条の改正作業は、現場を支える担い手にとって、より適切な子の手続保護の実施と手続遅延による子の負担、そして手続保護人の激務からの負担軽減という望ましい影響を与えるものと考えられる。改正作業の動向及び改正後の影響と評価については、今後も注目する必要がある。

以上のように、第一に子の手続保護が必要となる事件の増加に対して、その担い手となる手続保護人の専門養成を早急かつ十分に確保していること、第二に子の福祉の名の下に裁判所(司法)と少年局(福祉)と架け橋となる専門家同士の協働システムが存在すること、第三に手続保護人が子の主体的手続参加の保障のもとで子の意思を尊重するため活動していることがわかる。家裁調査官の活動により福祉的機能を家裁に内包する日本と

はシステムが異なるが、子も一人格を有する法主体として尊重され、子の意思の尊重を基軸として子の手続参加を図ろうとする姿勢をはじめとして、それを手続の中に反映できるようにサポートする手続保護人の存在と専門性の向上へ向けた全国的対応、子の福祉をめぐる各専門家の協働体系と、示唆するものは大きいものだと思われる。人事訴訟の家裁への移管により家裁調査官制度が人事訴訟に導入され、より一層、その専門性に基づく福祉的機能の充実が求められる。家裁調査官が人間諸科学の専門性を十分に発揮し、福祉的機能を充実するためには、人事態勢の充実の他に、それぞれの専門職種同士の緊密な協働関係の構築が求められよう。

- 1) ミュンヘン協会の活動については、<http://www.anwaltdeskindes-muenchen.de/>
- 2) 拙稿「ドイツ親子法における子の意思の尊重(1)(2完) 家事事件における子の意見聴取と手続保護人(Verfahrenspfleger)について」立命館法学302号(2006年)285-360頁、同306号(2006年)128-200頁を参照。
- 3) 日本法の現状分析の詳細については、拙稿(1)第一章を参照。
- 4) 岩志和一郎「ドイツにおける『子どもの代弁人』(Anwalt des Kindes)」判タ1208号(2006年)40頁以下。手続保護人の職務等について言及するものとして、遠藤隆幸「ドイツ親子関係法改正法における手続監護人(Verfahrenspfleger)制度の概要」中央大学大学院研究年報 法学研究科編29号(2000年)、「ドイツにおける手続保護人(Verfahrenspfleger)制度の運用実態と今後の課題」比較法雑誌36巻4号(2003年)57頁以下。
- 5) BT-Drucks. 13/4899 S. 46.
- 6) BT-Drucks. 13/4899 S. 130. Hans-Ulrich Maurer, Hermut Borth; in Dieter Schwab, Handbuch des Scheidungsrechts, 5. Aufl, 2004, S. 160 においても素人や親族の選任が可能とし、子の信頼のおける人物などを選任対象として例示している。
- 7) Rainer Ballof, Manuela Stötzel, Verfahrenspflegschaft nach § 50 FGG aus der Perspektive des Kindes, Kind-Prax 2002, S. 48.
- 8) Ballof/Stötzel, a. a. O (7), S. 49.
- 9) 各専門性が協働した形での子の利益擁護の形態をとるタンデム理論を導入することで、弁護士による法務専門性に加えて、特別に訓練されたソーシャルワーカーや教育学者等の各専門性に基づく子の利益擁護の形を推奨していた。Ludwig Salgo, Der Anwalt des Kindes, 1996, S. 191, 192, 562.
- 10) Bienwald, Verfahrenspflegschaftsrecht, 2002, S. 168.
- 11) 例えば, OLG Braunschweig, FamRZ 2001, S. 776.
- 12) OLG Frankfurt FamRZ 2002, S. 335, 336. ; KG FamRZ 2000, S. 1300; Axel Bauer in; Salgo/Zenz/(Hrsg.) Verfahrenspflegschaft für Kinder und Jugendliche Ein handbuch für die Praxis, 2002, S. 358. Helmut Borth, Erwartungen der Familienrichter an den

Verfahrenspfleger, Kind-Prax 2000, S. 50.

- 13) この調査結果について家裁調査官は裁判所に報告し、報告に意見を付すことができる(家審規7条の2第3項, 4項)。なお人事訴訟法上では、家裁調査官の事実調査につき人訴法34条1項, 人訴規則20条, 調査結果報告は人訴法34条3項, 報告書への意見付与については同4項が定めている。
- 14) 改正法の概要を紹介するものとして、ミヒャエル・ケースター(渡辺惺之訳)「ドイツ家事手続法改正案の基本的特徴」立命館法学308号(2006年)202頁以下。また、Siegfried Willutzki, Die FGG-Reform – Chance für ein stärker kindorientiertes Verfahren, ZKJ 2006, S. 224ff. 草案における補佐人規定と子の意見聴取規定については、Referentenentwurf Gesetz zur Reform des Verfahrens in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG-RE) S. 400-406.
- 15) 従来、手続保護人には子の法定代理人としての法的地位があると捉えられることがあった。しかし、改正法案の理由書では、「手続補佐人を選任しても、子どもとその法定代理人との関係を何ら変更することはない。手続補佐人は自己の名のもとで行動するのであって、子のために法的意思表示を行ったり、受領したりする機能は有さない。親の権利侵害は可能な限り小さく保たれ、手続補佐人への職務の誤った移転が回避される。」とのこと。FamFG-RE, S. 404.
- 16) 選任事件が増加していることの原因の一つとして、協会代表のブッフナー氏(Birgit Büchner, Ass. Jur. Dipl. Soz. Päd. Leiterin der Koordinierungsstelle und Geschäftsführerin Anwalt des Kindes- München e.V)は、子の利益擁護が必要となる事件の増加を指摘していた。
- 17) 【FGG 50条】(仮訳)
- 第1項 裁判所は、手続保護人の選任が子の利益の擁護のために必要である場合に限り、未成年者の身上に関わる手続について、手続保護人を選任することができる。
- 第2項 手続保護人の選任は、以下の場合に原則として必要とする。
1. 子の利益がその法定代理人と著しく相反するとき。
  2. 手続の対象が、家族からの子の分離、又は身上配慮権全体の剥奪に結びつく子の福祉の危険に対する措置であるとき(民法1666条, 1666条a)。
  3. 手続の対象が養育人(民法1632条4項)、又は父母、生活パートナーの一方、もしくは交流権者からの子の引き離しであるとき(民法1682条)。
- これらの場合において、裁判所が手続保護人の選任を行わないときは、子の身上に関する裁判の中で、これを理由づけなければならない。
- 第3項 子の利益が、弁護士又はその他の適切な手続代理人によって適切に代理される場合には、選任は行われない。選任されている場合には取消される。
- 第4項 手続保護人の選任が最初から取消されない限り、手続保護人の選任は、以下により終了する。
1. 手続の最終決定の既判力
  2. その他の手続の終了
- 第5項 保護人の費用償還及び報酬については、第67条aを準用する。

- 18) Bienwald, a. a. O. (10), S. 20.
- 19) BT-Drucks. 13/4899 S. 131.
- 20) Bienwald, a. a. O. (10) S. 20.
- 21) BT-Drucks. 13/4899 S. 130.
- 22) 手続保護人の法的地位について、子の身上配慮権者たる法的地位を有すると考えられており、裁判所の手続行為について子の法定代理人と「同様に」関与しなければならず、手続の範囲内において子の法定代理人の地位を有するとされている。Helmut Engelhardt, in: Theodor Keidel, Joachim Kuntze, Karl Winkler, Kommentar zum Gesetz die Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit, 15. Auf, 2003, S. 1157, ; Peter Bassenge - Gerhard Herbst, Herbst Roth, Gesetz über die Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit- Rechtspfleger- gesetz- Kommentar, 2002, S. 216. なお Bienwald は、保護人の選任によって、子の法定代理人の代理権が、手続に関する部分について剥奪されると考え、子の利益擁護のために裁判所は、手続保護人を単に法定代理人と「同様に」手続に関与させるのではなく、法定代理人「として」手続に関与させると述べている。Werner Bienwald, a. a. O (10) S. 168, 169.
- 23) この議論の経緯については、拙稿 ( 1 ) 第三章以下を参照。
- 24) Bundesarbeitsgemeinschaft Verfahrenspflegschaft für Kinder und Jugendliche e.V. 研究部会の構成員が児童ならびに少年独自のかつ福祉に適用利益を尊重し、裁判所の手続の中で当事者である子の立場に立ち代理する義務を掲げ、FGG 50条などに基づく家庭裁判所及び後見裁判所手続における子の利益代理活動を職業的にを行っている。
- 25) パートボール専門会議によって子の利益擁護の視点の強化と子の弁護人の概念の論議がなされた、今から20年以上も前に設立された連邦規模にわたる弁護人連盟。VAK の構成団体には、ベルリン・ブランデンブルグ、ノルトライン・ヴェストファーレン、ザクセン、ザクセン・アンハルト州等、州単位規模の組織でそれぞれ手続保護活動を促進している。
- 26) バイエレン州において上級地方裁判所管轄は3つの管区 (ミュンヘン・ニュルンベルグ・バンベルグ) がある。
- 27) VAK の構成団体にはベルリン ブランデンブルグ、ノルトライン ヴェストファーレン、ザクセン、ザクセン アンハルト州等において州単位規模の組織があるが、バイエルン州に活動拠点となる組織は無いようである。
- 28) ミュンヘン子どもの弁護人協会の本部は、ミュンヘン中央より離れた閑静なミュンヘン東駅の近郊に位置する。
- 29) 東駅前周辺のオフィス街を少し外れたところのマンション入り口に大きな看板が掛けられている。この中の一室に協会本部をおき、運営事務を執り行っている。
- 30) インタビューに対し丁寧に答えて頂いた、ミュンヘン・弁護人協会のベンノ氏。家族法を専門とする弁護士である。残念ながら、代表のプッフナー氏は最期の写真撮影前に電話にて急用が入ってしまった。専門は法学と社会教育学である。
- 31) 中には、少年局で働いている者もいるとのことである。少年局の職員が手続保護人として選任を受け活動することについては、見解が分かれている。選任の対象として考慮に値するとするものについて、Maurer; in Schwab, a. a. O. (6) S. 160; Dieter Bäuml in; Gerd



- Winreich, Michael Klein, Kompaktkommentar Familienrecht, 2. Aufl, 2005, S. 2053. 一方, 家裁への支援及び協力の義務を負う(SGB VIII 50条1項)少年局の立場として, 子の主観的利益の擁護を担う手続保護人の役割は不相当とする見解について, Zorn; in Jansen, FGG Gross kommentar 3. Aufl. (2005) § 50 FGG Rn. 42.
- 32) 前稿では単位制の研修で約120時間程度, 法学や心理学等の総合知識の獲得, コミュニケーションのスキルアップ等が行われているとだけ紹介した。Balloff, Stötzel, a. a. O. (10) S. 49.
- 33) パートボール福音派学院(Evangelischen Akademie Bad Boll)。ビュッテンベルグにおける福音派のラント教会である。最初に「子どもの弁護人」という論点で専門家会議を行った学院であり, 今もなお子の利益擁護のため適切な手続保護の発展にむけた活動を中心的に行っている。「子の福祉に関する今日の理解の結論としての子の弁護人」を主題として, ドイツ児童保護連盟とドイツ家族法学会の参画のもとで開催。
- 34) 連邦平等教育連盟(Paritätisches Bildungswerk, Bundesverband) 1964年に創立された, ソーシャルワーカーに必要な専門養成のための活動を行う機関である。<http://www.bildungswerk.paritaet.org/>
- 35) 社会奉仕学院(Diakonische Akademie)。現在は Die Bundesakademie für Kirche und Diakonie と名称変更されており, ドイツ国内における福音派教会の社会奉仕活動を担う者の専門養成等を目的に活動している。<http://www.diakonische-akademie.de/>
- 36) 少年援助・家族援助に関する福音派協会(Ev. Verein für Jugend-und Familienhilfe e.V.) <http://www.jugend-und-familienhilfe.de/>
- 37) 法心理学・親子法・家族法・継続教育学院(Weiterbildungs-Akademie für Rechtspsychologie, Kindschafts-und Familienrecht GbR)。2002年に Rainer Balloff と Eginhard Walter により設立され, 手続保護, 交流時の付き添い, 家族メデイエーション等の専門教育を行う。<http://www.wba-berlin.de/>
- 38) BT・Drucks. 13/4899 S. 130.
- 39) Balloff/Stötzel, a. a. O. (10) S. 48.
- 40) Balloff/Stötzel, a. a. O. (10) S. 48.
- 41) 子の手続保護には法律に通じた弁護士が一番適切であるという印象から単純に, 家裁の裁判官は, 当初, 弁護士を選任していたという事実もあったようである。
- 42) 1973年にイギリスで起きた8歳の少女である Maria Colwell が実母らから受けた児童虐待により死亡した事件以後に展開されてきた子の独自の利益擁護の必要性の論議のもとで法制化された, 訴訟上の後見人としてのソーシャルワーカー(Gurdian Ad Litem)と子の利益擁護の専門家である弁護士との二元的代理になぞらえている。
- 43) 各専門性が協働した形での子の利益擁護の形態をとるタンデム理論を導入することで, 弁護士による法務専門性に加えて, 特別に訓練されたソーシャルワーカーや教育学者等の各専門性に基づく子の利益擁護の形を推奨していた。Salgo, a. a. O. (9) S. 191, 192, 562.
- 44) ブッフナー氏によれば, ハンブルグ子どもの弁護人協会(Anwalt des Kindes-Hamburg e.V.)においてはこのタンデム理論を実践しているとのことである。
- 45) BT・Drucks. 13/4899, S. 130.

- 46) 手続保護人の職務方針として、ミュンヘン協会において作成されている手続保護の手引  
きを参考にさせて頂いた。Birgit Büchner, Arbeitsleitfaden Verfahrenspflegschaft, S. 1f.
- 47) Büchner, a. a. O. (46) S. 2.
- 48) Büchner, a. a. O. (46) S. 2, 3.
- 49) Büchner, a. a. O. (46) S. 3.
- 50) Büchner, a. a. O. (46) S. 3.
- 51) OLG Brawnschweig, FamRZ 2001, S. 776.
- 52) Anika Hannemann/Peter-Christian Kunkel, Der Verfahrenspfleger-das „unbekannte  
Wesen“, FamRZ 2004, S 1834. 医師が聴診器を胸に当てて心の鼓動を聴き、その者の体調  
や健康状態を把握するように、手続保護人は子との対話の中で子の主観的利益を汲み取り、  
手続に反映させることで子の利益擁護の職責を果たすとの見解。
- 53) Büchner, a. a. O. (46) S. 4.
- 54) Büchner, a. a. O. (46) S. 4.
- 55) 子どもに対しても分かりやすく、親の離婚に関して絵本を用いて、どのようなことが起  
こるのか教えている。右：「恐竜くんと離婚」 左：「裁判所では一体、何が行われるの  
か？」（仮訳）
- 56) Büchner, a. a. O. (46) S. 4.
- 57) Büchner, a. a. O. (46) S. 5.
- 58) Büchner, a. a. O. (46) S. 4.
- 59) OLG Köln, FamRZ 2000, S. 1307; OLG Braunschweig, FamRZ 2001, S. 776f.
- 60) Dieter Schwab, Familienrecht, 14 Aufl. 2006. S. 282.
- 61) これに対して、ブランデンブルグ協会については厳しい現状があると指摘している。
- 62) Engelhardt, in: Keidel, Kuntze, Winkler, Kommentar zum Gesetz die Angelegenheiten  
der freiwilligen Gerichtsbarkeit, 2003, S. 1187; Peter Bassenge -Gerhard Herbst, Herbst  
Roth, Gesetz über die Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit— Rechtspfleger-  
gesetz- Kommentar, 2002, S. 255.
- 63) OLG Bremen, FamRZ 2000, S. 1298.
- 64) Büchner, a. a. O. (46) S. 6.
- 65) Büchner, a. a. O. (46) S. 6.
- 66) Büchner, a. a. O. (46) S. 7.
- 67) OLG Brawnschweig, FamRZ 2001, S. 776.
- 68) Büchner, a. a. O. (46) S. 6, 7.
- 69) Büchner, a. a. O. (46) S. 7.
- 70) 激務である子の手続保護につき、本来の職務ではない家族メデイエーションに傾倒する  
ことで、時間的、精神的に、子の意思の代弁に関わる手続保護人の本来の職務に十分な力  
を発揮できない虞もあると考えられる。
- 71) OLG Frankfurt FamRZ 1999, S1293, 1294.; OLG Brandenburg, FamRZ 2003, S. 1952;  
OLG München, FamRZ 2003, S. 1957.
- 72) 「民法1909条」（仮訳）

- (1) 親の配慮,又は後見の下にある者は,親,又は後見人が管理できない事務に対して保護人を得る。その者は,とりわけ被相続人が遺言処分により,又は贈与者が,贈与の際に親,若しくは後見人が財産管理すべきではないと指定した場合には,死亡に基づき取得した,又は無償で受けた財産の管理について保護人を得る。
  - (2) 保護が必要である場合には,親,又は後見人は後見裁判所に対しその旨を申し立てなければならない。
  - (3) 後見開始の要件を満たしているが,後見人がまだ選任されていない場合にも,保護を命じることができる。」
- 73) Motzer; in, Schwab, a. a. O. (6) S. 635, 636.; Peter Thiel, Pflegeschaft-Umgangspflegschaft-Sorgerechtspflegschaft, 01.04.2005, <http://www.v-a-k.de/index.php?id=5912>
  - 74) Engelhardt, a. a. O. (62) S. 1159.; 1909条1項における補充保護人としての交流保護人の権限は,手続保護人の権限よりも広範であり,手続保護人が子の交流保護に関与してよいかどうかは,職務的地位の問題も生じ得るとする。Motzer; in, Schwab, a. a. O. (6) S. 635, 636.
  - 75) SGB VIII 11条から40条までの規定は,家族からの子の引き離しの抑止に関する重要な少年援助給付を定めている(SGB VIII 2条2項を参照)。SGB VIII 11条から40条に定める援助形態において,第16条から21条に基づく家庭内教育支援に関する給付(17条:パートナー関係,別居及び離婚問題の相談;18条:身上配慮行使時の相談及び支援;19条:母又は父と子の共同居住施設での世話;20条:緊急時の子の世話;21条:就学義務の履行のため必要な収容支援),そして第27条から35条に基づく教育援助(28条:教育相談;29条:ソーシャルグループワーク;30条:教育補佐人と世話援助者;31条:社会教育学的家族援助;32条:デイグループ教育;33条:里親養育;34条:施設養育;35条:集中的に行われる社会教育学的な個別的世界)がある。
  - 76) Büchner, a. a. O. (46) S. 5.
  - 77) Brudermüller, in; Dieter Henrich, Eherecht Kommntar, . S. 2269.
  - 78) ブッフナー氏も,手続保護人と少年局との協働が重要であると指摘する。
  - 79) 子の福祉を主張する少年局と子の意思を主張する手続保護人との関係。手続保護人と少年局との間における子の意思と子の福祉の主張の関ぎ合いにつき,図を用いて説明して頂いた。
  - 80) Büchner, a. a. O. (46) S. 5.
  - 81) FGG 49条には後見裁判所における少年局の意見聴取,SGB VIII 51条では後見裁判所の養子縁組手続における助言と教示が,SGB VIII 52条では少年裁判所の手続への協力が,それぞれ規定されている。
  - 82) 大塚正之「日本における家事事件処理手続と裁判官・調査官・調停委員等の役割 離婚及び子の監護を中心として」家族 社会と法 21号(2005年)131頁以下。
  - 83) 例えば児童福祉法28条1項に基づく要保護児童の入所措置に関する承認の申立があった場合には,家庭裁判所は,「都道府県に対し,期限を定めて,当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め,又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。」と同法28条5項に定められている。
  - 84) 佐上善和「家事審判法」(信山社,2007年)184頁によれば「行政機関との有機的で,緊

密な連携が確保されることによって、審判の実効性が期待される」とする。ただし、児福法28条1項の措置において家裁と児童相談所との緊密な連携が必要としつつも、手続上、中立性の確保が必要となる重要な問題があると指摘する。

85) 連邦憲法裁判所にて、DNA 検査と認知に関する判決が下され、新たに、認知の訴えに関する新法を連邦議会が考える必要が生じている様子であり、それに応じて、家事事件手続法の改正作業も遅れているようである。

86) 【補足修正案第166条：手続補佐人】（仮訳）

第1項 裁判所は、未成年子の利益の擁護のために必要である限り、その身上に関する親子関係事件において、未成年子に対して手続補佐人を選任しなければならない。

第2項 手続補佐人の選任は、以下の場合に原則として必要とする。

1. 子が満14歳以上であり、かつ手続補佐人の選任を申し立てる場合。
2. 子の利益がその法定代理人の利益と著しく相反する場合。
3. 民法1666条及び1666aによる措置が対象となる手続において、身上配慮全体の剥奪が問題となる場合。
4. 子を監督する者から子を分離する必要がある場合。
5. 子の引渡し、又は滞在命令が対象となる手続の場合。
6. 交流権の排除が問題となる場合。

第3項 手続補佐人の選任は、要件の確認後、できる限り速やかに行うものとする。裁判所が、第2項の場合において手続補佐人の選任を行わないときには、裁判の中でこれを理由づけなければならない。手続補佐人の選任、又は選任の取消、ならびにこのような措置の却下は、取消すことができない。

第4項 手続補佐人は、子の利益を確認し、裁判手続においてこれを有効に働かせなければならない。手続補佐人は、手続の対象、経過、ならびに起こり得る結果について、適切な方法で子に情報を提供しなければならない。この任務の実現のために、手続補佐人は、子の親及びその他の利害関係人との会話、ならびに手続対象に関する合意に基づく調整に参加することができる。手続補佐人は、当事者と同じ手続権を有する；手続補佐人は、子の利益において法的手段を提起することができる。手続補佐人は、子の法定代理人ではない。

第5項 子の利益が弁護士またはその他の適切な手続代理人によって適切に代理されるときには、選任は、留保または取消すものとする。

第6項 手続補佐人の選任が最初から取消されない限り、手続補佐人の選任は、以下により終了する。

3. 手続の最終決定の既判力
4. その他の手続の終了

第7項 手続補佐人の費用償還及び報酬については、第289条を準用する。

87) 子の身上に関わる手続、とりわけ配慮権や交流権調整手続の全てに選任が必要であると考えられていたものの、FGG 50条の成立過程において連邦政府による若干の抵抗が見られ、結局、裁判官の裁量の余地が認められた。

88) ただし、選任の時期については「要件の確認後、できる限り速やかに行う」とだけ規定

されており、かならずしも明確化されているとは言い難いと思われる。

- 89) 選任の取消に関する親の独立の抗告権に関する問題については、拙稿(2完)第5章2節を参照。
- 90) 「手続補佐人を選任しても、子どもとその法定代理人との関係を何ら変更することはない。手続補佐人は自己の名のもとで行動するのであって、子のために法的意思表示を行ったり、受領したりする機能は有さない。親の権利侵害は可能な限り小さく保たれ、手続補佐人への職務の誤った移転が回避される。」FamFG-RE, S. 404.
- 91) 連邦司法大臣によれば、例えば交流権調整事件の処理について、2005年度統計では、平均6-8ヶ月の期間を費やしているとのことである。これらの手続処理については、優先的に処理されなければならない、できる限り迅速に、少なくとも手続開始後1ヶ月以内には、第一回口頭弁論が開始されなければならないとする。この期日において手続が終結され得ないときには、裁判所は、例えば交流権調整事件の中で父母の一方との直接的接触の長期間にわたる妨害を回避するために、仮処分命令が必要であるかどうかの問題を、当事者と強制的に協議しなければならないとされる。
- 92) 家裁のあらゆる措置は相当でなければならない旨の相当性の原則を、親の家庭からの子の引き離しおよび身上配慮の全部剥奪に関する1666条aが明確に定めている。1666条においても、家裁が「必要」な措置を行うとの第1項の文言が、相当性の原則に注意する旨を掲げている。とりわけ、家裁が同条1項による措置の際にGG6条2項1文に基づく親の権利ないしGG1条、2条に基づく子の権利、すなわち、親や子の憲法上の地位へ介入するために、この憲法上の原則を適用する必要がある。
- 93) BGB 1666条の改正内容の詳細については、「子の福祉の危険の場合における家庭裁判所の措置の簡易化に関する法律」の政府草案, Entwurf eines Gesetzes zur "Erleichterung familiengerichtlicher Maßnahmen bei Gefährdung des Kindeswohls"と2006年11月17日の作業部会 Arbeitsgruppe „Familiengerichtliche Maßnahmen bei Gefährdung des Kindeswohls“の最終報告書 S. 27f. を参照 (<http://www.bmj.bund.de/sorgerecht> にて入手可能)。また、これを邦訳紹介するものとして、岩志和一郎訳「作業部会『子の福祉に危険が及ぶ場合の家庭裁判所の措置』最終報告書」岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「子の権利保護のためのシステムの研究 実体親権法と児童福祉法制の運動のあり方」平成17年度18年度科学研究費補助金研究成果報告書(2007年)89頁以下。
- 94) まず、ミュンヘン・子どもの弁護士協会の Büchner 氏, Benno 氏に感謝の意を申し上げる。私の未熟な語学力からの拙い質問に対しても非常に親切に解答して頂き、さらには貴重な資料を頂戴することもできた。手続保護の激務の傍ら、手続保護人の活動の現状を知る貴重な時間を頂き、御礼申し上げます。なお、本稿執筆については、ミュンヘン大学と立命館大学との協定に基づくドイツ学術交流会(DAAD)プログラムによって、半年間、ミュンヘン大学への留学の機会を得ることができたおかげである。この DAAD プログラムのもと、現地で丁寧にご指導頂いたミュンヘン大学の Dogmar Coester-Waltjen 教授、ならびに協定締結に尽力なされた立命館大学の渡辺惺之教授には大変お世話になった。また、助手の Peter Picht 氏には、文献資料の収集に留まらず日常生活に関する様々な事務まで、大変お世話になった。この場を借りて御礼申し上げます。